

IPSHU研究報告シリーズ

研究報告 No. 3

国際理解教育論

永井滋郎

広島大学教育学部
広島大学平和科学研究センター



THE INSTITUTE FOR PEACE SCIENCE,
HIROSHIMA UNIVERSITY

Jan., 1981

広島大学平和科学研究センター

〒730 広島市中区東千田町1丁目1番89号

研究報告 No. 3

国際理解教育論

永井滋郎
広島大学教育学部
広島大学平和科学研究センター

目 次

◦ はしがき	1
I 国際理解教育の原理	2
II 国際理解教育の歴史的展開	9
III ユネスコの国際理解教育と協同学校計画	14
IV 諸外国における国際理解教育の動向	24
V 社会教育における国際理解教育活動	35
VI 国際理解教育の諸課題	41
◦ 付 錄	
I 日本のユネスコ協同学校	47
II 参考文献	48

。 は し が き

本稿は、筆者が昭和43年以来担当してきた広島大学教育学部における講義「国際理解教育（概説）」の内容をとりまとめたものである。

国際的相互依存関係をますます深めている今日の地球社会にあって、国際理解と国際協力のための教育は、すべての国の教育の重要関心事でなければならない。

筆者は、とくに、21世紀の社会を担う若き世代の人々に、この教育への関心を高めてもらいたいと願っている。

小論をこのような形でまとめる機会を与えていただいた広島大学平和科学研究所センターに対して、深甚の謝意を表する次第である。

1980年11月21日

I 国際理解教育の原理

現代の世界は急速に縮小しつつあり、諸国民間の接触と相互依存関係は、時とともにその度合いを高めている。このような現実の情勢が、諸国民間相互の理解と協力を強く要請する。すなわち、諸国民が国際社会に生きていくためには、国際的な理解と協力が必要とされるのである。ここに今日、諸国の国民教育のなかで、国際理解と国際協力のための教育が重視される理由の一つがある。また、人類にとって最大の課題である世界平和の実現のためにも、諸国家、諸国民間の理解と協力が必要であることはいうまでもない。

第二次世界大戦後、国際理解と国際協力のための教育を世界的な規模で推進してきたのはユネスコ（国際連合教育科学文化機関）である。したがって、国際理解とは何か、を考える場合、まずユネスコの考え方を検討してみる必要があろう。

ユネスコの基本精神は、その「ユネスコ憲章」の前文によくうかがわれる。それは、「戦争は心のなかに生まれるものであるから、人の心のなかに平和のとりでを築かなければならぬ」との名句に発し、人間の尊厳・平等・相互尊重という民主主義的原理に基づいて、世界平和と人類福祉のために諸国民間の知的精神的連帯を強めることを目的とし、「相互の風習と生活を知らないことが、人類の歴史を通じ、世界の諸国民の間に、疑惑と不信をもたらした共通の原因であった」と指摘して、国際協調、国際理解における諸国民間の文化的な相互理解の必要性を強調しているのである。

ユネスコは、国際理解のための教育を、一時期（1953～54）、「世界共同社会に生活するための教育」（Education for Living in a World Community）と呼んだが、1953年7月、「世界共同社会に生活するための教育の原則と方法に関する専門家委員会」を開き、この教育の目的を明らかにすることに努めた。同専門家会議は、この教育の目的は、「世界共同社会に対する個人的および集団的な責任感の育成」にあるとし、その基本事項として、次の8項目をかかげた¹⁾。

1. 世界共同社会のために人類を教育する処置がとられないかぎり、国連憲章の精神にのっとった国際社会をつくることは不可能であることを明らかにする。
2. 各国は、その信条および生活様式のいかんを問わず、国際機関において協力する義務とともに、これを行うことに対する関心をもつことを明らかにする。

3. 文明は、多くの国民の寄与から生じた成果であり、すべての国民は相互に依存することがひじょうに多いことを明らかにする。
4. 現在および過去の諸国民のさまざまな生活様式・伝統・性格、その問題の解決方式の説明となるような基本的理由を明らかにする。
5. あらゆる時代を通じて、道徳的・知的・技術的進歩は、徐々に増大し、全人類の共同の遺産となっていることを明らかにする。世界は相反する政治的利害と緊張によって分離しているが、各国民の相互依存は、あらゆる面で日々に明確となり、世界的国際機関は必要であり、また今日可能でもある。
6. 國際機構の加盟国によって自由に結ばれたとりきめは、その国民によって活発かつ効果的に支持されるかぎりにおいて、はじめて効力をもつものであることを明らかにする。
7. とくに、若い人々の心のなかに、この〔世界〕共同社会と、平和に対する責任感を喚起する。
8. 改善された国際理解と協力の素地ができるように、子どもたちの健全な社会的態度の発達を奨励する。

以上の 8 項目は、1953～54年ごろの時点での国際理解教育の目標に対するユネスコの見解を示すものといえよう。

このころ我が国でも、日本ユネスコ国内委員会（教育活動小委員会）が、ユネスコの見解を参考として、日本における国際理解教育の一般目標を次のように設定している²⁾。

1. 基本的人権の尊重
 - ア. 基本的人権とはどんなことであるかを理解する。
 - イ. どのようなことがらが基本的人権の尊重をはばんでいるかについて理解する。
 - ウ. 基本的人権を確立するにはどうすればよいかを理解する。
 - エ. 基本的人権を身をもって実践していこうとする態度を養う。
2. 日本と諸外国との相互理解と協力
 - ア. 諸外国の生活や文化の違い、およびその違いができたわけを理解する。
 - イ. 諸外国の政治・経済・社会の現状について理解する。
 - ウ. わが国と諸外国との望ましい相互関係について理解する。
 - エ. 人種・言語・宗教・歴史・伝統などを異にする人々に対する寛容の態度を養う。

- ホ 相互の生活および文化の向上に積極的に協力する態度を養う。
 - カ 世界の諸問題を共同して解決する態度を養う。
3. 國際的協力機関についての理解と協力
- ア 国連やユネスコなど國際的協力機関の活動について理解する。
 - イ 国連やユネスコなど國際的協力機関の活動に協力する態度を養う。
4. 世界平和の実現
- ア 世界平和はどのようにすれば樹立されるものであるかを理解する。
 - イ 平和は國際協力によって実現されるものであることを理解する。
 - ウ 身近な諸問題を平和的に解決し、さらにすすんで世界平和の実現に協力する態度を養う。
- これらの諸目標のなかには、時をこえ、所をこえて妥当する普遍のものが数多くふくまれているわけである。
- 國際理解教育に対するユネスコの最近の見解は、1974年、その第18回総会が採択した加盟国への勧告「國際理解、國際協力及び國際平和のための教育並びに人権及び基本的自由についての教育に関する勧告」The Recommendation concerning Education for International Understanding, Co-operation and Peace and Education relating to Human Rights and Fundamental Freedoms にみられる。同勧告は、この教育のための教育政策の指導原則として、次の7項目をかかげている。
1. すべての段階及び形態の教育に國際的側面と世界的視点をもたせること。
 2. すべての民族、その文化、文明、価値及び生活様式（国内の民族文化及び他国民の文化を含む）に対する理解と尊重。
 3. 諸民族及び諸国民の間に世界的な相互依存関係が増大していることの認識。
 4. 他の人びとと交信する能力。
 5. 権利を知るだけでなく、個人、社会集団及び国家にはそれぞれ相互に負うべき義務があることを知ること。
 6. 國際的な連帶及び協力についての理解。
 7. ひとりひとりが、自分の属する社会、国家及び世界全体の諸問題の解決に参加する用意をもつこと。
- この勧告の名称は、「國際理解」「國際協力」「國際平和」の三つの概念と、「人権」

及び「基本的自由」の二つの概念とが、一応区別されながらも、基本的には不可分一体であるとのユネスコの見解をよく示したものと理解される³⁾。

国際理解教育の原理的考察に当たっては、まず、基本的人権の尊重が国際理解の基盤として考えられていることに注目しなければならないであろう。

自己及び他者の人権を尊重する意識こそ、自国民そして他国民、他民族の人権を尊重する態度の基礎であり、それを基盤として眞の国際理解も成立する。基本的人権尊重の意識は、他国民、他民族に対する偏見・先入観・固定観念及び不信・恐怖・憎悪・敵意をとりのぞく精神的基盤であり、人権尊重の態度が形成されていなければ、他国・他民族・他文化の理解も、国際協調・国際協力も十分には達成されない。なぜなら、他国・他民族・他文化や国際情勢に関する知識・理解だけでは、かえって他国民・他民族に対する優越感や劣等感あるいは偏見を生み出すことにもなりかねないからである。また、人権無視のあるところ必ず戦争の種が宿され、戦争によって人権はじゅうりんされる。このように考えれば、人権の尊重こそ世界平和と国際理解・協力の必要条件であるといえる⁴⁾。

人権教育の基盤の上に立って、国際理解教育の中心的な目標は、他国・他民族・他文化に対する理解の増進と、国際相互依存関係の認識に基づく世界連帯意識の養成にある。国際理解は、諸国民同士の相互理解、とくにユネスコ憲章の指摘するごとく、諸国民間の文化（生活・風習を含めての広義の文化）的な相互理解である。この他国・他民族・他文化の理解では、人類文化の多様性や価値観の多様性を受けいれる相互尊重の精神、異質的な価値観に対する寛容な態度及び共感的理解が必要とされる。第18回ユネスコ総会の勧告も、国際理解での文化的側面を強調し、「異なる文化、それらの間の相互影響及びものの考え方や生活様式についての相違点を相互に理解し合う必要」を説き、文化的多様性の認識、相互尊重に基づく「文化間理解」 intercultural understanding の重要性を指摘しているのである。

この場合、国際理解と国民としての自覚や誇りとの関係が問題となるであろう。国際理解の教育は、その「国際」という語の示すように、多くの主権国家で構成されている現実の国際社会を前提としているのであって、けっして現実を超越した世界人や無国籍の世界市民を育成しようとするものではない。国際理解教育は、国民的自覚や愛国心を否定するものではなく、正しい意味での国民意識を基盤としてこそ国際理解も現実的に

なりうるのだと考えるのである。自分の国や民族、文化への誇りは、けっして諸国民間の相互尊重や世界平和を妨げるものではない。むしろ、その誇りの上に立ってこそ、諸国民同士が相互に尊重し合うことが可能となる。自国の立場をよく認識し、みずからの国家や国民、文化に対する愛情、誇り、忠誠心をもつことは、他の国民もまた同様にそれぞれの国に深い愛情、誇り、忠誠心をもっていることを共感させることになり、それが諸国民相互の国際理解の土台となりうるのである。また、自国の歴史や伝統、文化そして今日の社会生活やその問題状況についてよく理解するとき、それだけ他国についての理解も深まっていく。逆にまた、他国や他地域さらに広く世界の動きについて正しく理解することにより、自国への認識、国民としての自覚もいっそう成長するものである。もとより、偏狭で独善的な排他的・攻撃的愛国心は望ましくなく危険である。国際理解の態度によって裏づけられた正しい自國認識と国民的自覚すなわち「健康な愛国心」が大切なのである。

人類連帯意識に関しては、今日、世界が人口、食糧、環境、資源、エネルギー、核兵器など、重要な共通課題に直面しているということへの関心や認識をもたせ、人と人、社会と社会、国と国、さらに世界を一つに結ぶ全地球的な相互依存関係を理解させて、国連やユネスコなどの国際的協力機構に協力しようとする態度を育成することが重要となる。この意味で、国連や国際協力機構への協力的態度の育成は、国際理解教育の帰結の一つだと考えられる。第18回ユネスコ総会の勧告も、人類の福祉と世界平和に直接かかわりをもつ諸問題、たとえば、文盲、病気、飢餓、人口、天然資源、環境問題、さらには人類共同の文化遺産の保全など、今日の人類が当面する全地球的な共通重要課題を、国際理解教育でとりあげなければならない新しい内容として示唆しているのである。

同勧告はさらに、人類がこのような問題をかかえて、今までに重大な危機に立っているという現実認識から、人間そのものを根本的に反省し見直していくとする姿勢をとっている。世界平和の実現と人類の福祉の向上を窮屈の目的とする国際理解教育は、人間性への深い省察に根ざした広い意味での「平和のための教育」Education for Peaceでなければならない。平和のための教育は、本性的に平和で、社会的な融合性をもち、ものごとを平和的に解決しようとする人間の育成、すなわち、いっそう内面的な「人間教育」の使命を担っているといえる。したがって、国際理解教育は、人間性そのものの正しい改造をめざしているものだといって過言ではなかろう。

以上、考察してきたように、国際理解教育の本質や性格を決定づける教育目標の要素として、次の諸項目をあげることができる⁵⁾。

1. 平和な人間の育成
2. 人権意識の啓培
3. 自国認識と国民的自覚の涵養
4. 他国・他民族・他文化への理解の増進
5. 国際的相互依存関係と世界の共通重要課題の認識に基づく世界連帯意識の形成
6. 国際協調・国際協力への実践的態度の養成

これら諸目標の構造関係は、1.と2.とがこの教育の基盤であり、3.4.5.が相互に関連し合いつつこの教育の中核となり、6.がその帰結であるといえよう。そして、基盤、中核、帰結の三者は、有機的・構造的に結びつき、相互に一貫性をもっていなければならぬのである。

争いを好まず、愛情をもって他を理解しようとする平和的な人間の育成が最も基本となる。そして、この平和的な人間とは、けっして事なき主義の柔弱な人間を意味しているのではない。それは、自由と正義を希求し、自他の人権尊重を確固としたバックボーンにもつ強い平和人である。さらに、その人権意識は、広く他国・他民族さらに世界に向って開き、人類の問題をつねにみずから責任と感じとる世界連帯意識へと拡充されていかねばならない。この人権意識を基盤として、他国・他民族・他文化への共感的理解が養なわれるのである。しかもそこには、この他国理解と世界連帯意識とによく調和した正しく健康な国民意識の確立が要請される。

これらの意識、理解は単にそれだけにとどまることなく、実践的な国際協調・国際協力の態度にまで高められなければならない。

〔注〕

- 1) UNESCO: Education for International Understanding — Examples and Suggestions for Classroom Use —, Unesco, 1959, p. 10.
- 2) 日本ユネスコ国内委員会、「学校における国際理解教育の手びき〔改訂版〕」、文部省、昭46、pp. 41～42。
- 3) 文部省学術国際局ユネスコ国際部編「国際理解教育の学習 — アメリカ合衆国を例として — 」、ぎょうせい、昭52、p. 13.

- 4) 内海巖・永井滋郎, 『国際理解の教育』, I D E 教育資料第22集, 民主教育協会, 1962, pp.. 13~17
- 5) 日本ユネスコ国内委員会, 『学校における国際理解教育(最終草稿)』, 昭55, p. 8.

II 国際理解教育の歴史的展開¹⁾

国際理解教育あるいは国際教育というとき、その対立概念として、国家主義教育 *nationalistic education* があげられる。しかし、両者ともに「国家」 *nation* の存在を前提としているので、近代的な概念である。古代、中世には、眞の意味での国家概念は成立していない。したがって、われわれは、古来より教育思想の中で大きな役割を演じてきた概念であるパトリオティズム（祖国愛）—コスモポリタニズム（世界市民主義）と、ナショナリズム（国家主義）—インターナショナリズム（国際主義）とを区別して考える必要があろう。

教育におけるパトリオティズム *patriotism* は、原始・古代に遡り得る。それは、一種の血縁的感情紐帶である。たとえば、ギリシア・ローマなどヨーロッパ古代の教育は、決定的に *patriotic*（愛国主義）であった。パトリオティズムの対立概念であるコスモポリタニズム *cosmopolitanism* も、ヨーロッパ史上のヘレニズム時代におけるように、その発源を古代にもとめることができる。ついで中世、とくにヨーロッパ中世は、一般に中世的なコスモポリタニズムであるカトリック主義 *Catholicism* によって強く色づけられていた。

これらに対し、ナショナリズムはむしろ地縁的で、また、民族・言語・文化・伝統・歴史などの民族的歴史的紐帶による社会的結合意識であり、パトリオティズムよりもいっそう広範な忠誠（Loyalty）観念である。

古代・中世的なパトリオティズム—コスモポリタニズムから近代的なナショナリズムへの転移のきざしが現われたのは、ヨーロッパでは中世の末期であった。*nation* という語がはじめて用いられたのは、チョーサーやウィクリフによってである。

この近代的概念である国家（国民）意識は、ヨーロッパ史上のルネサンスから絶対主義を経て市民革命時代に顕在化する。ことに、産業革命を通しての近代資本主義確立の過程にあって、ナショナリズムは19世紀の時代精神となった。かくして、19世紀以後の近代諸国の国民教育は、完全にナショナリズムに色どられることになったのである。この傾向は、19世紀末から20世紀にかけての帝国主義時代にいっそう激化していった。

これに対し、マルクス主義は、国家主義的教育は世界の労働者を分裂させるものであるとして攻撃したが、これは、唯物史観的階級闘争的イデオロギーに基づく考え方であ

り、教育的というよりもいちじるしく政治的な発言である。一方、第二次世界大戦直前のナチズムやファシズムにみられる教育観は、国家主義教育をいっそう全体主義的軍国主義的に誇張したものであった。

20世紀に入り、二つの世界大戦への深刻な反省から、イデオロギー的教育観とは異なる国際主義的教育思想すなわち国際理解のための教育への関心がめざめた。これは、現実の国家の存在を肯定し、しかも現実世界を国際社会と把握することによって、国家主義的教育の欠陥を克服し、教育に対する国際社会的規制の意義と役割を重視しようとするものである。現実の国際社会が、なお主権国家を単位として無秩序の自然状態を脱していない状態にあるだけに、国際社会を秩序あるべきものとする国際主義的教育は、人類の明日をめざした教育として、最も現代的な前向きの教育理念として評価されうる。

平和思想そのものは、東西を通じて遠く古代にもとめ得られるが、平和のための教育という考え方には比較的新しい。しかしながら、近代ナショナリズムの発源をヨーロッパ中世にみると同様に、教育におけるインターナショナリズムすなわち国際理解教育の始源も、すでに14世紀に認めることができる。すなわち、14世紀なかごろのフランスの聖職者ピエール＝デュボア（生没年不詳）は、戦争を絶滅することから生まれる経済的余裕をもって国際学校を設立すべきことを提唱したのであった。

国際理解教育の祖と称されるのは、いろいろな面で近代教育学の創始者とされるチェコスロバキアの汎知学者ヨハン＝アモス＝コメニウス（1592－1670）である。彼は、17世紀前半、30年戦争のなかで、ハプスブルク家の弾圧とスペイン軍の侵略に苦しむ祖国モラビアやボヘミアの解放を熱烈に求めた愛国主義者であるとともに、1651年「汎知学校の輪郭」を著わして、すべての民衆に楽しくわかりやすく、人類普遍の真理を教え、平和と幸福への道を示す学校を恒久的世界平和の基盤にすることを説いた。その教育理念は、彼の大教授学 *Opera Didaktika Omnia* に集大成され、後世に大きな影響を与えた。しかし、現実的には、せいぜい新教連合によるハプスブルク打倒と新教中心の平和的国際機構の樹立をめざした国際的祕密結社を夢みるにすぎなかった²⁾。

このようなユートピア的国際理解教育の思想は、19世紀初期のフランス人マルク＝アントワーヌ＝ジュリアンにもみられる。彼は周知のごとく、古典的名著「比較教育に関する試論および予備的見解」（1817年）を著わして、比較教育学の創建者となったのであるが、同時に、国際平和促進のための教育の必要性を提唱したのであった³⁾。

19世紀を通じて、少数の先覚者たちにより、教育の国際主義が主張されてきたことも事実であるが、当時の激しいナショナリズムの潮流のなかでは、その声もかき消され勝ちであった。この点で、米国タフト大統領を説得して、1912年にハーグで教育のための国際会議を開くことを考えさせたハーバート大学出身の国際法研究家ファニー＝ファーン＝アンドリューズの努力は高く評価されるべきであろう。

しかし、彼女の努力も、第一次世界大戦の勃発により挫折せざるを得なかったのである。

第一次世界大戦後の国際連盟は、教育問題にふれることは、思想と宗教の自由への干渉であるとの見解をとったのであるが、1921年の第2回総会は、フランス代表レオン＝ブルジョアの報告を受けいれて、知的協力国際委員会（ICIC）International Committee on Intellectual Co-operation の設置を決議した。その主たる目的は、国際間の知的文化交流、国際協力と教育問題の研究、科学的データや教育方法の収集・交換などにあった。しかし、教育は国家主権に属する仕事であって、国際連盟の関与事ではないとし、その活動は「知的協力」のみに限定されたのである。

ICICは、1926年、知的協力国際機関（IOIC）International Organization for Intellectual Co-operationとして、正式に国際連盟の専門技術機関に昇格したのであるが、これもやがて第二次世界大戦により解消する結果となった。ICICもIOICも、基本的には同じ性格をもち、いわば学者や文化人中心の機関にとどまり、経済的な裏付けも乏しく、現実的には全く弱体であった。

国際連盟の教育に対する消極的態度にあきたらない一群の教育者たちは、1925年、ジュネーブに国際教育局（IBE）International Bureau of Educationを創設した。IBEの活動は、はじめ小規模な民間組織として、世界の教育事情に関する情報の収集、頒布に努めたのであるが、やがて広く認められるようになり、1929年には、スイスやエクアドルなどの国々が公的な支持を与え、一種の政府間機構にまで成長するに至った。IBEは、「国際年鑑」の発行など、比較教育学の発展に寄与するところが大きかった。

1969年以後、IBEはユネスコの一機関となっている。

一方、第二次大戦前における各国政府の文化交流計画 Cultural Relation Programmは、それぞれ自国中心の宣伝的性格をもっていたものの、結果として、文化交流や国際理解教育の発展に貢献するところが少くなかった。たとえば、フランス外務省の文化事業である。

ouvertes francaises à l'étranger, ワイマー＝共和国時代のドイツ政府の文化政策, イギリスのブリティッシュ＝カウンシルや米国国務省文化交流部の活動, ナチス＝ドイツの対外ドイツ文化宣伝などは, 欧米文化の世界への流布という点で, その果たした役割は大きい。また, 1936年のブエノスアイレス文化相互交流協定以降, 米国とラテンアメリカ諸国との地域文化協力にもみるべきものがあった。

民間組織による国際理解教育活動としては, カーネギー国際平和財団の基金による国際教育研究所 Institute of International Education の設置や, 全米教育協会 (NEA) National Education Association がよびかけて成立した世界教育協会連合 (WFEA) World Federation of Educational Association などが注目される。これらのほか, 欧米の個々の大学によって行われた教授や学生の交換, 外国文化に関する集中的な研究計画などもあげられよう。

ことに, 比較教育学が国際理解教育に与えた貢献には顕著なものがある。外国の教育やその文化的背景についての研究は, 国際理解の基礎であるから, 本来, 比較教育学と国際理解教育とは相互に密接な関係をもっているわけである。したがって, マルク＝アントワーヌ＝ジュリアン以来, 比較教育学者は, 本質的に国際理解教育者であるといってよい。たとえば, I.L. Kandel, Paul Monroe, Thomas Woody, Thomas Alexander, Harold Benjamin, F.E. Farrington, George Z.F. Bereday, Peter Slandiford, Nicholas Hans, Michael Sadler, Edmund King, Joseph A. Lauwareys, Friedrich Schneider, Rudolf Lehmann など皆しかりである。

学校教育における国際理解の教育実践活動には, オランダの Kees Boeke やスイスの Paul Geheeb などによって創始された国際学校 International School 運動がある。これらの国際学校では, 教師や子どもも種々の国籍をもち, 国際親善と国際理解を教育の基本方針としている。現在, 国際学校の数は世界中で数百を数えるが, 中でも国際連合附属国際学校は著名である。

すでにみてきたように, 国際理解教育には種々の立場があり, それぞれが独自の理念と歴史をもっているが, これらの諸系譜も, 今日の国際連合ユネスコにおいて統合され集大成されたということができる。ユネスコは, その発足の当初より加盟国政府の公的支持をうけて国連機構内で確固たる地位を占め, かつての IOIC よりはるかに強力である。

ユネスコの活動は, 科学・文化・大衆通報・人物交流・出版事業その他広範に及んでいるが, それら全活動の核心をなすものとして, 教育が最も重視されている。なかでも, ユネスコは, 国際理解教育の推進に終始力を盡しているのである。

〔注〕

- 1) 永井滋郎, 「国際理解教育の史的展開」, 『中学校教育研究』第11集, 広島大学教育学部附属中学校中等教育研究会, 1963, p.p. 31~46.
本章は、次の諸文献に負うところが大きい。
John S. Brubacher, A History of the problems of education, McGraw-Hill Book Company, New York and London, 1947.
A.E. Meyer, The Development of Education in the Twentieth Century, Prentice-Hall, New York, 1949.
W.H.C. Laves and C.A. Thomson, Unesco—Purpose, Progress, Prospects, Indiana University Press, Bloomington, 1957.
- 2) 梅根悟, 「コメニウスの生涯と思想」, 長田新編著『国際理解の教育』, 育英書店, 昭34, pp. 23~36.
- 3) 海後勝雄, 「東西文化価値の相互理解と国際理解の教育」, 日本ユネスコ国内委員会, 昭35, p. 5.

III ユネスコの国際理解教育と協同学校計画

ユネスコが創立当初から国際理解の教育を重視していたことは、その教育局に「国際理解課」を特設して「国際理解のための教育」*Education for International Understanding*を推進しようとしたことをみても分明である。しかしながら、この教育は、単に一つの部局の仕事ではなく、ユネスコの活動全体の基調となるべきだとの考え方から、この国際理解課は発展的に解消して、ユネスコの全部局が相互に緊密な連携をとりつつ、国際理解教育を全体的に推進していくこととなったのである。¹⁾

1947年、第2回ユネスコ総会は、「国際理解に影響を及ぼすもろもろの緊張」の研究調査を決議し、翌年、マルクス主義者をも含めて8人の著名な社会学者による会議を開き、その結論を「共同宣言」*Joint Declaration*としてまとめ、1949年の第3回総会に報告した。この宣言は、第二次世界大戦への深刻な反省に立つものであって、戦争の社会的原因を追究しているが、とくに教育については、利己的国家主義を克服するための根本的変革が必要であると指摘し、国際理解のための教育方法の研究を提唱した。

1952年度のユネスコの事業計画では、この教育は、「世界市民教育」*Education in World Citizenship*と呼ばれているが、1953・54年度には、当時のユネスコ事務局長ハイメ＝トレス＝ボデー博士の指導のもとに、「世界共同社会に生活するための教育」*Education for Living in a World Community*と称されるにいたった。

ユネスコは、1947年以来、歴史教育、地理教育、外国語教育、人権教育、国連教育など国際理解教育の一面をとりあげた国際セミナーを世界の各地において年々開催し、その成果を出版物として広く頒布することに努めたのである。しかし、このようなセミナーは、いつも同じような一般論のくりかえしに陥る傾向をもち、また各国文部省や国内委員会関係者あるいは教員一般の参加も不十分であったし、教育実践的なうらづけに欠けているため、その準備も不足で、しかも、セミナーの成果のフォローアップがほとんどなされないということが反省されるようになった。²⁾

そこで、1952年の第7回ユネスコ総会は、国際理解教育を全面的にとりあげ、加盟国における国際理解教育の実験的なこころみを比較・研究し、その調整をはかることを目的として、世界的規模で協同実験活動計画を推進することを決議した。そして、1953年と1954年の2回にわたってパリに招集された前出の「世界共同社会に生活するための教

育の原則と方法に関する専門家委員会」は、国際的な協同実験活動（のちに協同学校計画とよばれる）について提案を行い、また、この教育の名称を、1955年以降、「国際理解と国際協力のための教育」という名称に変えたのである。

この協同実験活動計画は、最初、世界各国から若干の中等教育段階の学校を選んで、専門的な教育実験を行う予定であり、その研究主題も、国連とその専門機関について理解させ、世界人権宣言について教授するための効果的方法を発見することがめざされていた。しかし、1953年、パリで開催した「世界共同社会に生活するための教育」協同実験活動計画参加代表者会議では、できるだけ多数の学校の参加が要望され、また、研究主題も、数多くの提案の中から、「世界人権宣言の研究」「婦人の権利の研究」「他国の理解」の三主題にしばられた。その後、第9回総会で決定されたユネスコの東西文化交流重要事業計画 The Major Project on Mutual Appreciation of Eastern and Western Cultural Values の線に沿って、「世界的問題とそれを解決する国連の研究」「他国・他民族・他地域の理解」および「人権の研究」の三主題へ整理された。さらに1962年には、「経済的発達段階を異にする諸国間の理解」という主題も附加された。

当初の参加校は、15加盟国からの33校であり、この中には我が国の東京教育大学附属中学校および同附属高等学校、東京都私立和光学園中学校、川崎市立田島中学校、広島大学教育学部附属中学校および同附属高等学校の6校が含まれていた。1956年には参加32か国100校となり、1959年には44か国234校に達した。1957年に、さらに教員養成機関に拡張され、東京学芸大学および広島大学教育学部が一時期（1958～1963年）これに加わった。1964年からは、小学校段階～も広げられ、我が国から四つの小学校（広島大学教育学部附属小学校、東京学芸大学附属大泉小学校、京都市立清水小学校、東京都西戸山小学校）が1966年より参加した。

1956年以降、この協同実験活動は、ユネスコ協同学校計画 Unesco Associated Schools Project とよばれ、参加校は年々増加して、世界の国際理解教育の主流を形成するようになった。この間、実験活動関係の地域的な国際セミナーが各地でもたれ、ヨーロッパ地域セミナーは1956年（9か国参加）と1958年（18か国参加）にハンブルクで開催された。1959年には、エクアドルのキートでラテン＝アメリカ地域セミナー（8か国参加）、1961年には東京で東南アジア地域セミナー（9か国参加）とカイロでのアラブ地域セミナーがもたれた。また、日本、インド、韓国など数多の国々で、それぞれの国内委員会の主催によ

り、国内的セミナーが年々行われている。その後、世界の各地で、協同学校計画関係の国際会議や地域的セミナーがもたれているが、なかでも、次の研究会議は最も重要なものとして指摘できる。

1. 「協同学校代表者国際会議」 International meeting of Associated Schools representatives (1963年、パリ郊外セーブル、37か国参加)
2. 「ユネスコ協同学校計画専門家会議」 International Meeting of Experts on the Unesco Associated Schools Project (1973年、カナダ国ケベック市レビ、42か国参加)
3. 「協同学校計画の評価と発展に関する専門家国際会議」 International Meeting of Experts on the Evaluation and Development of the Associated Schools Project in Education for International Co-operation and Peace (1980年9月、パリのユネスコ＝ハウス、17か国参加)

1980年現在、ユネスコ協同学校計画への参加機関は、小・中・高等学校および教員養成校を含め74加盟国からの約1400校にのぼっている。我が国の現在の協同学校は、小学校4、中学校11、高等学校8の計23校である。(巻末付録参照)

ユネスコ協同学校の重要な任務の一つである教育実験については、その一般的形式として、次の手順が、ユネスコから参考として示唆されていた。³⁾

1. 生徒の知識および態度についての予備的測定(実験群と比較群の双方について)
2. 1.から得られた結果の分析
3. 特定実験の主題として選ばれた題目についての一定期間にわたる特別な指導(実験群のみについて)
4. 生徒の知識および態度についての最終的測定(実験群と比較群の双方について)
5. 4.から得られた結果の分析
6. 1.と4.との結果の比較、この実験によって導きだされた結論のまとめ

すなわち、協同学校は、特定の実験題目を選び、これについて数週間ないし数か月の集中的な教育実験を行い、その結果を評価して、国際理解教育上の効果的な方法や問題点を明らかにするというパイロット＝プロジェクト的な研究を実施するわけである。各国の協同学校計画の実験結果は、パリのユネスコに報告され、国際的に比較検討される。実験題目の主題は、先にもふれたように、いろいろな表現をとってきたが、一般的には、(1)「人権の研究」、(2)「他国の研究」、(3)「国連の研究」のいわゆる三本柱を基本としている。そして、これら三つの柱だが相互に密接かつ有機的な関連をもつてい

ることは、前節において論じたとおりである。

教育実験としての特徴は、比較的初期の活動の中によくみられるので、以下若干の具体例をとりあげてみよう。⁴⁾

「人権の研究」に関連して、在日韓国・朝鮮人に対する偏見除去の問題を取り組んだものに、川崎市立田島中学校の「朝鮮人に対する偏見除去について」と題する約3週間（1955年1～2月）の教育実験がある。これは、生徒をめぐる現実の問題を教育的にとりあげた研究として高く評価されている。田島中学校の学区には相当数の韓国・朝鮮人家族が住んでおり、日常その生活に接触している生徒たちの態度には、韓国・朝鮮人に対する偏見がいちじるしくみられた。そこで、偏見を除去するための指導プログラムとして、まず朝鮮民族の歴史・文化に対して正しい知的的理解を与え、ついで韓国・朝鮮人の知識人（教師や留学生）と講話や座談会をとおして人間的な接触をもたせ、さらに朝鮮人学校の生徒との手紙の交換や討論会、レクリエーションなどをともにする機会を得させるなどの教育実験を行った。この実験的指導の結果、実験グループの生徒の先入観と偏見はしだいにくずれさり、韓国・朝鮮人に対する現実的な見方が形成され、共感的理解とともにいっそう高次の批判的態度が築かれていったことが報告されている。

この教育実験は、注意すべき問題点を明らかにした。それは、教育実験の効果としての生徒の態度変容には個人差があり、しかも根強い偏見は、人権意識の低さと関係のあることを指摘した点である。すなわち、人権意識の低い生徒は、この教育によっても望ましい変化を示さなかったのである。同校の報告書は、「朝鮮人に対して、非友好的態度を友好的に変容させるには、正しい知識の媒介がなければならないが、とくに、他民族に対する友好的態度を形成するには、基本的人権の知識を増大する必要がある」と結論している。

広島大学教育学部附属高校は、1954年に「人権の現状」と題する教育実験を行った。この実験の前に、同校が実施した関心調査や国際理解に関する意識テストの結果、生徒の人権観念はきわめてばく然としたものであり、人権問題への理解も意外に皮相的で不正確であり、人権問題に対する関心も低く、人権問題の所在すら正確には把えていないことが判明した。そこでまず、生徒たちに我が国における人権問題の現状を研究させることにした。その場合、日本国憲法下にあっても、農村や労働関係ではなお前近代的遺制が強く残存していることに着目し、この両者における人権問題を中心として人権の現

状を認識し、人権意識を高めようとしたのである。

実験の期間は、1954年11月中の4週間にわたり、実験群の特別指導に当てた時数は、毎週特別教育活動2時間、社会科と国語科おのおの5時間であり、次表のように第3週のみ特別に計画された校外活動に20～30時間を当てている。

期日	おもな内容（実験群）
第1週 11月1～6日	I. 講話を聞く (1) 「人権に関する基本的知識」 (2) 「世界人権宣言」
第2週 11月8～13日	II. 映画を見る 農村問題、労働問題、家族問題 III. 講話を聞く（専門学者から） 「農村問題」「労働問題」
第3週 11月15～20日	IV. 実地見学をする（農村見学グループ、工場見学グループ） (1) 農村家庭に宿泊（3泊4日）し、農村労働に参加して、農村を実地見学する。 (12名の生徒、男8、女4) (2) 工場（大企業・中企業・小企業）を見学し、労働組合を訪れて、労働問題を調査する。（27名の生徒、男13、女14）
第4週 11月22～27日	V. 座談会を行う 人権の現状について話し合う。

※実験群は同校の高校2年生の1クラス39名（男21、女18）、比較群は他の1クラス40名（男22、女18）。

実験の最終段階で、農村見学グループおよび工場見学グループそれぞれ報告会を行い、これを中心に全体の座談会、反省会をもっている。

広島大学教育学部附属中学校では、世界最初の原爆を体験した広島市という特殊性を配慮し、「原爆と平和」と題する「平和意識と生徒の経験的背景に関する研究」を、中学1年生および2年生を対象として、1954年に実施した。これも「人権の研究」に関連のある実験で、平和意識や人権尊重の態度を育成することをめざして、原爆体験者との座談会、映画、原爆資料館の見学、原爆病についての専門医師の講話、原水爆兵器についての講演、原子力利用に関する学者の講話、生徒の討論会など多彩な教育活動を展開している。同校の報告書によれば、生徒たちは、この実験に対してきわめて熱心に参加し、予期どおりの成果をあげ、この問題に対する関心をいちじるしく高めているのである。

和光学園中学校は、1954年の実験主題として「東南アジア — とくにインドネシア —」

の研究を取り上げた。実験群は中学1年生22名（男10、女12）で、特別の学習期間は11月から12月までの約30時間、主として社会科における単元学習を展開した。導入段階でのアジア問題についての話し合いから、やがて生徒が各自の研究課題を決定し、インドネシア、インドシナ、ビルマなどに関する個人研究をすすめ、それぞれの研究を発表した。この研究発表をもとにして討議が行われ、生徒は感想文を書いて発表しあった。さらに、植民地化についての歴史を学んだ。この特別学習の頂点は、インドネシア総領事館を訪問して、関係者にいろいろ質問したことであった。最後に生徒たちはこの研究についての研究報告書を個人別に作成し、「東南アジアとわれわれの関係」について話し合いをもち、インドネシア独立記念映画をみて実験学習を終わった。

同校は、面接法を含めてひじょうに科学的な評価を実施し、また学習過程の綿密な分析を行っているが、これらの評価結果の示すところでは、生徒ははじめインドネシアや東南アジア地域に対して無関心または蔑視感すらもっていたものが、この教育実験をとおして強い関心と理解とを示すようになったのである。

田島中学校は、生徒の国連に対する関心や理解が低いという調査結果にもとづき、1957～59年の3年間にわたり、「国連の研究」の実験を行った。第1次実験は、中学2年生53名（男32、女21）を実験学級として、「国連の研究—平和の歩み」と題する「歴史を通ずる国連の研究」であった。1957年9月から準備に入り、特別指導には約1か月(翌年2月中旬から3月中旬)を当てた。新聞の時事的問題についての話し合いを導入とし、国際緊張にふれつつ、「死の灰」「国連の意義」「国連憲章」「国連と日本」「空と海とのあいだ」などの映画を中心に視聴覚教材を活用し、国際連盟および国際連合の成立史に関する講義や国連機構の学習を行って、最後に集団討議でまとめている。

この第1次実験でもなお生徒の理解が観念的な理解にとどまっているという反省から、第2次実験としては、身近な具体的問題から出発して、人権意識を平和意識に深めていくことにより、国連をいっそうよく理解させることをねらった。第2次実験は、中学2年生57名（男31、女26）を実験学級とし、1958年10月中旬から12月中旬まで約2か月間をこれに当てた。指導の経過は、まず基本的人権の講義からはじまって、研究グループを編成し、映画や時事問題をふくめて人権思想の発達史や身近な人権問題を取り上げ、さらに諸外国の人権問題とくに発展途上国におけるその現況を知らせて関心を高め、いよいよ国連の精神・機構・活動・成立史などを映画と講義を併用して学習させ、最後に

集団討議で終了した。

上述の諸実験の方法は、その後多くの協同学校活動に採用され、大きな影響を与えてきたのである。

過去27年を超えるユネスコ協同学校計画の成果は、ユネスコおよび加盟国によって高く評価され、国際理解教育の方法や教育計画に大きな示唆を与えて、各国教育当局や多くの教師の国際理解教育への関心を高めるのみならず、広く科学的な教育研究や評価法の研究をも促進し、さらには現在、世界各国で進行している教育改革に対して少なからぬ寄与を行っているのである。

世界の教育史上画期的な教育実験活動であるユネスコ協同学校計画の中において、我が国の協同学校活動は、日本ユネスコ国内委員会および文部省の関係部局の積極的な指導による研究組織の整備と、科学的な教育実験の遂行ということによって、国際的にも高い評価を受けてきた。

我が国の協同学校活動にはおおよそ次の4つの時期が区分され得る。第1期は、1953～55年の段階で、この教育の実験的研究のため、科学的な教育実験の方法や客観的な態度評価がひじょうに重視された時期である。

第2期は、1956～63年の間で、それまでの実験的性格よりもむしろ現実の教育環境の中での実践的性格が強まり、実験活動とともに普及活動に重点が置かれた時期である。この期には、1957年から10か年計画で展開されたユネスコの「東西文化交流重要事業計画」The Major Project on Mutual Appreciation of Eastern and Western Cultural Values の下で、東洋と西洋との相互理解とともに、とくに東南アジア地域への関心の高まりがみられた。

1960年に箱根で開かれた日本ユネスコ国内委員会主催「協同学校関係者セミナー」(第1回国際理解教育全国セミナー)および翌年東京で開催されたユネスコと日本ユネスコ国内委員会との共催「国際理解協同学校計画アジア地域セミナー」(第1回東南アジア地域セミナー)は、これらの動向に対して強い方向づけを行ったのである。また、この期には、教員養成段階へも実験が拡大されて、東京学芸大学および広島大学教育学部が協同学校として参加したことも注目される。

第3期は、1963～73年の10年間で、協同学校計画10周年を記念して1963年にもたれた「ユネスコ協同学校代表者国際会議」(パリ郊外セーブル)の成果をふまえ、新しい発展を示した時期で、活動が小学校段階へも拡充され、また教育課程の全領域でこの教育

に取り組もうとする実践・普及的傾向がいっそう強まり、市民（公民）教育や生涯教育との関連が強調されたのである。したがってこの時期には、従来の「人権」「他国」「国連」という3つの枠を越えて、いっそう今日的な課題、例えば公害、環境、資源等にも関心が払われるようになった。この傾向は、次の第4期にいっそう顕著に示されることになる。

第4期は、協同学校計画20年の成果と反省の上に立って、さらに新しい展望を求めた1973年の「ユネスコ協同学校計画専門家国際会議」（カナダ国ケベック市郊外レビ）に始まる。この会議の報告を受けとめて、ユネスコは、翌1974年、その第18回総会で「国際理解、国際協力及び国際平和のための教育並びに人権及び基本的自由についての教育に関する勧告」（前出）を採択したのである。一方において、1970年代には、後述するように、国際理解とか国際理解教育ということに対する解釈や力点の置き方が多様化してきた。したがって、我が国のそれを含めて世界のユネスコ協同学校は、前記の勧告を、それぞれの現実の中でどのように具現していくかという研究に取り組んでいるわけである。すなわち、基本的には、国際的依存関係をいっそう密にした現今の中地球社会にあって、また、厳しさを加えていく国際情勢の現実をふまえつつ、人類が今日当面している重要共通問題の解決のための連帯感と相互理解とを、いかにして子どもたちの発達段階と興味・関心に即した方法で育成していくかが、大きな課題になっているといえよう。

以上みてきた協同学校計画の発展過程は、国際社会の急激な変化に対応して、国際理解教育の目標、内容、方法がたえず改善されていかねばならないことを物語っているのである。我が国の協同学校が、過去において取りあげてきた研究主題を一覧しても、次表のごとく時代的変容がうかがわれる⁵⁾。

主題別に見た件数と割合

	昭和29~30年		昭和34~36年		昭和40~45年	
	延べ件数	割合 %	延べ件数	割合 %	延べ件数	割合 %
人権の研究	19	56	16	28	16	14
他国他民族の理解	13	38	22	38	40	35
国連の研究	2	6	8	14	8	7
総合的主題	0	0	12	20	50	44
合 計	34	100	58	100	114	100

すなわち、初期においては人権の研究が重視されていたが、やがてその割合は低下し、これに代って総合的な主題をとる傾向が強くなっている。一方、他国・他民族の理解ということは、ある程度一定の水準を維持してきたが、国連の研究そのものは全般として少なかったといえるのである。

いずれにしても、我が国の協同学校計画での実験・実践活動からは、数多くの貴重な成果が得られた。それらの中で、とくに重要と思われる点をいくつかとりあげてみよう。⁶⁾

まず、国際理解教育の基盤である「人権の研究」では、人権問題に関する子どもの知識と態度との間にずれがみられることや、人権意識を育成していく場合、身近な生活環境での直接体験を与えることが効果的であることなどが明らかにされた。

次に、国際理解教育の主領域ともいべき「他国的研究」では、外国人に対する我が国民のもつ偏見やステロタイプ（固定観念）の存在、子どもの他国理解の構造やそのプロセスの諸段階などが究明された。また、国民意識（国民的自覚）と国際理解との間には密接な相互関連のあること、他国・他民族・他文化の理解においては客観的で正確な知識に裏づけられた総合的な学習の重要なこと、その場合とくに他国民への共感的理解を育てる必要のあること、さらには、子どもの国際理解の意識や能力には発達段階による差の存在することなども指摘されている。

国際理解教育の帰結と考えられる「国連の研究」（世界的諸問題を解決しようとしている国際的諸機関の学習）では、我が国民の国際性・国際意識の低さや欠陥が指摘されるとともに、国際機構についての学習では、そのはたらきをヒューマナイス（人間化）していくことが大切であることなどが問題として提起されている。さらに、国際理解教育では、「人権」「他国」「国連」の三本柱は、ばらばらに取り扱われるべきものではなく、相互に有機的に関連づけられなければならないことも示唆された。

これらのユネスコ協同学校活動における経験や諸成果は、我が国の教育課程の改善および学習指導要領の改訂に際して少なからず参考に供されてきた。その結果、現行の学習指導要領（小学校・中学校は昭和52年、高等学校は昭和53年改訂）においても、国際理解教育に大きな配慮が払われているのである。たとえば、小学校学習指導要領「社会」の第6学年の内容(3)は、「平和を願う日本人として世界の国々と協調していくことが大切であることを自覚させる」とうたい、我が国と他国との結びつきや国際社会における我が国の果たす役割を児童に考えさせようとしている。中学校「社会」の学習指導要

領は、国際理解教育との関わりをいっそう密にし、地理的分野の目標(3)、歴史的分野の目標(4)および公民的分野の目標(1)などは、他国理解や国際協調の精神を直接に強調しているのである。

高等学校学習指導要領(昭和57年度より実施)においても、社会科の各科目が国際理解教育の考え方を導入しており、なかでも、高校1年の必修科目として新設された「現代社会」は、まさに国際理解科の名に倣するほどの内容をもっている⁷⁾。

さらに社会科以外の諸教科(とくに国語、外国語、など)や道徳、学級・ホームルーム活動その他特別活動等においても、国際理解教育の趣旨に沿うアプローチが随所にみられるのである。

注

- 1) 日本ユネスコ国内委員会、『学校における国際理解教育の手びき(増補版)』、光風出版、昭38、pp. 146～158。現在のユネスコには、「国際協力と平和のための教育」課が設置されている。
- 2) 前掲、永井滋郎、「国際理解教育の史的展開」、pp. 42～43。
- 3) 前掲、日本ユネスコ国内委員会、『学校における国際理解教育の手びき(改訂版)』、p. 83。
- 4) 前掲3)、pp. 86～91。
- 5) 前掲、日本ユネスコ国内委員会、『学校における国際理解教育(最終草稿)』、p. 78。
- 6) 前掲3)、pp. 91～97。
- 7) 文部省、『高等学校学習指導要領』、昭和53年8月、pp. 17～18。文部省、『高等学校学習指導要領解説 社会編』、一橋出版、昭和54年5月、p. 14～48。

Ⅳ 諸外国における国際理解教育の動向

ユネスコ協同学校計画発足当初の目的は、加盟国、実験校の協力により、実験主題と方法の調整を行い、その実験結果を検討・比較することによって、国際理解教育のための「共通に活用可能な定式の発見」をすることにあった。そのため、実験がいたずらに多岐にわたって混乱を生じないように、実験をまず中等教育段階にかぎり、実験主題も「世界人権宣言の研究」「婦人の権利の研究」「他国の理解」の三つにしぼったのである。しかし、ユネスコは、各国実験校の自由と創意をもひょうに尊重したので、実験の具体的な内容や方法、評価法等については、単にサゼッションを与えただけである。したがって実際の実験活動はまことに多種多様なものとなり、この多様性の中からいわゆる一般的定式を発見していくことは困難であると思われるほどである。その初期の実態を次に示してみよう¹⁾（実験活動例〔一〕〔二〕〔三〕参照）

当時の傾向をうかがうと、主題の選択では「他国の研究」を採択したもの約70%、「世界人権宣言の研究」と「婦人の権利の研究」を併せ「人権の研究」が約30%であった。しかも、これら「人権の研究」も、内容的に「他国の研究」と組み合わせている場合が多く、したがって、実験の大部分が「他国の研究」と何らかの形で関連している。これに対し、「国連の研究」を取りあげた例はきわめて少なかった²⁾。

研究対象としてどの国を選ぶかは、自国と対象国との歴史的あるいは現実的な関係、両国間の生活・文化の相異に対する関心あるいは無知の現状、研究上の資料入手や文通など連絡の可能性、両国間の言語的障壁が生徒や教師にとってどの程度のものか、等の諸事情が考慮されていた。すなわち、他国選択のよりどころは、自国のおかれている国際的な立場によって規定され、まさに国際的現実が国際理解そのものの解釈を規制しているといえる。ヨーロッパの国々がインドや日本を選び、アジアの国々がイギリスやイスイスを選んでいること、あるいはソ連圏の国々があまり選ばれていないことなどは、当時の世界情勢を暗示しており、そこには、この教育の透明さを妨げるものの存在すら感じさせるのである。

人権の問題についても同様な事情がみられ、アジア社会とヨーロッパ社会、あるいは同じくヨーロッパでも、戦勝国イギリスと敗戦国ドイツでは、国際理解や人権に対する問題意識に差違が認められる。女性の地位の高いスウェーデンと、女性の地位の比較

実験活動例〔一〕(1954~1956年)

国名	実験学校(所在地)	学校の性格	実験題目	実験方法	実験内容
フィリピン	University High School, University of the Philippines (Quezon City)	公立中等学校(共学)	他国の研究	特別授業指導(1週4時間) 教科外活動(グループ研究) 読書、リポート作成、資料収集、ディスカッション、来訪外国人との面談、写真、スライド展覧会、留学経験教師の講話	日本、インド、中国地理、歴史、文化政治、経済、教育、日常生活、国際関係の研究
カナダ	Oakwood Collegiate Institute (Toronto)	公立中等学校(共学)	同上	クラブ活動中心 (Current Events Club) 他国との文通 パンフレット、資料の収集と掲示	日本、イギリス、U.S.A., レバノン、イタリア、フランス、植民政策と人権問題の研究
イギリス	John Bright Grammer School (Llandudno)	公立中等学校(共学)	同上 (中東の国々)	正規授業で指導(アカデミックな学習) 映画、幻燈、テープ・レコード利用、生徒の個人作業に重点(資料の収集) 訪英外国教師との面談	エジプト、リビア、レバノン、シリア、ヨルダン、イラク、イスラエル(歴史、地理、文学、宗教、社会、経済、政治の研究) 上記地域における国連及び専門機関の活動、国際関係の研究
スイス	École Classique de Neuchatel (Neuchatel)	公立女子中等学校	同上 (日本)	特別カリキュラム編成 演劇(能、狂言)、絵画(浮世絵)、映画、日本人との面談 「日本デー」……生花、日本料理 展覧会、日本の実験学校と文通、資料交換	日本の地理、歴史、言語、文学、芸術、宗教、風俗習慣、家庭生活、文化教養、現在の日本の実情と諸問題の研究
ユーゴスラビア	X1 Beogradska Gimnasija (Belgrade)	公立中等学校(共学)	同上	教科外活動中心 ユネスコ・クラブ 他国との文通(日本スイス、ウエールズ) 展覧会(写真、手紙その他資料)	ウエールズの歴史、地理、風俗の研究 国連及び専門機関のはたらきの研究

実験活動例〔二〕(1954~1956年)

国名	実験学校(所在地)	学校の性格	実験題目	実験方法	実験内容
アフガニスタン	Habibia Intermediate College (kabul)	中等学校 Lycée的 公立(?)	世界人権宣言の研究(?)	特別授業(1週1回40~50分講義) 映画, 幻燈(放課後)	国連のはたらきの研究 人権問題
オーストリア	Bundesrealschule (Vienna)	公立中等学校(共学) 男 344 女 14	世界人権宣言の研究	正規授業(歴史, 地理, 国語, 英語, 芸術)において特別な指導(全教科協力) 教科外活動 クラブ活動, 少年赤十字運動, 生徒会活動, 学校新聞	人権問題, 國際依存と協力の理解 国連と専門機関のはたらき 上記関係の写真, ポスター, 新聞切抜きなどの収集, 利用と回覧
西ドイツ	Helene Lange Schule (Hamburg)	公立女子中等学校	同 上	正規授業(歴史)における指導 世界人権宣言のテキスト配布(自発研究) 教科外指導 政治研究グループ, 読書指導	U.S.A.の独立, フランス革命の歴史的研究(独立宣言, 人権宣言) 宗教, 人種, ユダヤ人問題の研究 (他国の研究と結合)
ポーランド	Szkola Towarzystwa Pryzyjaciol Dzieci (Warsaw)	公立初等中等学校(11年制共学)	同 上	正規授業にて指導 国語(1週5時間) 世界史(1週3時間)	16~17世紀ヨーロッパの歴史, 文学における人権闘争 (ポーランド, イギリス, フランス, ドイツ国民の自由獲得闘争に重点) 自由をはばむ政治的, 経済的障碍 人種的, 国家的, 宗教的偏見の除去
ギリシア	École expérimentale de l'Université d'Athènes (Athens)	国立男子中等学校(アテネ大学附属実験学校)	同 上	特別授業(1週1時間)(必要に応じて特別の指導を行う) 映画 他国との文通, 資料の交換	時事的国際問題の研究 国連及び専門機関, その他国際的組織の研究

実験活動例〔三〕(1954～1956年)

国名	実験学校(所在地)	学校の性格	実験題目	実験方法	実験内容
インド	Banasthali Vid-yapith (Jaipur)	国立女学校	婦人の権利	特別研究コース設定 (特に、地理、歴史、社会、芸能で特別の指導) 教科外活動(展覧会)	中国婦人の権利の研究 (婦人の権利の研究と他国の研究とを総合)
コスタリカ	Liceo de Heredia (Heredia)	公立中等学校(共学)	同上	クラブ活動に重点をおく(国際関係研究クラブ、"UN Room"設置) 討論会、弁論会 資料収集(アルバム作成)	世界各国の婦人の地位の歴史的発展の研究 家庭、産業、教育と女性、外国の絵画、住宅模型、切手、写真、貨幣、衣服の研究
エクアドル	Colegio Nacional "24 de Mayo" (Quito)	国立女子中等学校	同上	特別カリキュラム編成 (グループ研究) 見学、調査(Field Work…農村、工場 etc) 他国の風俗、習慣の研究、他国との文通 展覧会(研究作品の外部発表)	エクアドル婦人の研究 (家庭、社会、法律、政治、経済、文化、歴史) 婦人と国際的組織 (国連及び専門機関)
ベルギー	Lycée Royal (Bruxelles)	公立女子中等学校	同上	教科外活動が中心 他国の婦人について研究 questionnaire(質問紙)作成、その回答調査	ベルギー婦人の法的地位の研究 他国の婦人の権利の現状調査 (オーストリア、オランダ、西ドイツ、ユーゴスラビア、英國、U.S.A.、コスタリカ、ハイチ)
スウェーデン	Högre Allmänna Laroverket (Arvika)	公立中等学校(共学)	同上	正規の授業(特に、歴史、社会科学)を中心 1週2時間あてる。 他教科の協力(地理、国語、宗教) 見学、調査(工場、官公庁)	人権闘争史(婦人の地位に重点) スウェーデンにおける婦人権利伸張運動史、他国の婦人の現状、未開地域の婦人問題(人種、奴隸) 婦人労働、雇傭問題の現状

的低い日本やインドでは、「婦人の権利」の問題にしても、それぞれ性格を異にしている。女性の地位が高くないエクアドルと日本とを比較してみると、国情や社会的現実の相違が、教育目標や内容を特殊的に規制しているようである。たとえば我が国の場合、当時の民主主義建設という社会的課題から、とくに男女同権意識が前面に出て、人権闘争的姿勢が顕著にうかがわれるのに対して、エクアドルでは、むしろ「国家統一への健全な感情の涵養」が優先されて、婦人の権利の問題もせいぜい「国民生活における婦人の地位と貢献を知る」ことにとどまっている。

このように、一国の社会的・国際的現実が、主題選定や教育目標・内容の決定において大きな要因となっているわけである。また、それぞれの国家の歴史的・文化的背景や教育理念、教育文化の特質、教育行政のあり方などが、おのずから実験的性格の中に反映されていることも否定できないであろう。たとえば、イギリスの「他国の研究」ではインド、中東諸国、アフリカ諸国、アメリカ合衆国、西インド諸国、セイロン（スリランカ）、パキスタン、東南アジア、トルコ、ブラジル、ユーゴスラビア、中国、日本等その研究対象は広範であるが、数的にみて圧倒的に多いのは、大英帝国の旧植民地であった国々である。この点、フランスも同様で、自国の旧植民地の新しいうごきを正しく理解させることによって、望ましい国際的態度の再形成をめざす意図がよくうかがえるのである。

かっての敵国を取りあげた例もかなりみられる。西ドイツの学校が「フランス研究」を取りあげ、フィリピンの学校で「日本研究」を行っているのは、その典型である。ドイツやフランスでは、伝統的な対立意識や国民性の異和感などを解消することが主眼点となり、両国の歴史的事実とその解釈や取り扱い方に慎重な配慮が払われる。フィリピンの日本研究の場合は、被害者としてのフィリピン人の加害者日本人に対する猜疑心と嫌悪の情を取り除き、日本人への望ましい態度を形成することに主たる目標がおかれていた。

東洋と西洋の協同学校が相互に関心を示し合うのは自然の傾向といえるが、これにはユネスコの「東西文化交流重要事業計画」（正確には「東西文化価値の相互理解に関する重要事業計画」）の強い影響も考えられる。西洋諸国の学校では、東洋の諸国を研究対象とする例が多いが、これに対し、東洋の学校は、西洋の諸国を対象とするのみならず、同じアジア地域の発展途上国に興味・関心を示すことが意外に多くみられる。これ

は、新興諸国どうしの共同意識とともに、発展途上国としての相手国の努力や実態、動向について正確な理解を得たいという気持ちの現われでもあろう。

日本を取りあげる協同学校が東西を問わず相当数みられるのも我々にとって興味深い。イギリス、イスラエル、オランダ、ポーランド、フィリピン、オーストラリア、パキスタン等の協同学校が日本研究を実施している。かっての侵略国としての日本の教育や民度の高さ、経済力の強大さ、西欧化と伝統の融合等、アジアの中での特異な先進国として、また経済まさつの相手国として、日本への関心の高さが示されている。この傾向をみると、我々日本人は自らの姿勢を正すとともに、正しい日本理解を他国民に与えるよう努めるべきであると反省させられる。

ヨーロッパにおける協同学校計画でとくに注目されるのは、複合的な学習方法を採用していることである。たとえば、デンマークのある学校では、南イタリアと中東の農業事情に関連して国連専門機関のはたらきを取りあげ、地理、歴史の教科学習とともに現地教育（見学旅行）を行い、その中でデンマークの農業専門家の貢献や、FAO、世界銀行、WHO、UNESCO等の機能について研究させ、さらにイタリアの現地の学校や家庭への訪問を通しての国際親善、国際交流の実践の機会を与えている。国境が相接し、ECという共同体体制下にあるヨーロッパでなければ、なかなか実施できない多彩な学習といえよう。

イギリスのある学校は、「インドの研究」と「国連の研究」とを組み合わせ、インドの歴史、地理の教科学習とともに、世界気象機関、WHO、FAO、UNICEF、UNESCO、国際復興開発銀行等の国連専門機関のはたらきについての学習を展開している。一般に、イギリスの協同学校活動は、中等学校中・下学年での「他国の研究」が大多数を占め、正規の教科カリキュラムを活用し、地理学習を中心として、生徒の作品作成活動を重視しながら、総合的知的理験を与えることに重点を置きつつも、発展途上国の現代的諸問題や国連諸機関の活動と関連させることによって、生徒の国際協力意識を育成するよう努めるところにその特色がみられる。³⁾

先に「国連の研究」をとりあげる例は少ないとのべたが、このような複合的学習において国連のとりあげられる場合は少なくない。ユネスコもまた、「人権」「他国」「国連」の三主題は、それぞれ単独に取り扱うよりも、これらを組み合わせていくことが効果的であると示唆している。

諸外国における多くの協同学校活動の示すところでは、「他国の研究」や「国連の研究」なかでも「人権の研究」においては、単なる知的、観念的、抽象的な学習は生徒の「態度化」につながらないので、情緒や体験をともなった生徒自身の自発的、主体的活動が組みこまれなければならない。たとえば、オーストラリアのある公立中学校では、人権問題の学習に際して、教科外活動としての生徒協議会の活動をとりいれて成功をおさめている。また、ブラジルのある女子中学校でも、婦人の権利についての研究で、通常の歴史、地理、文学、言語などに関連した教科学習のほかに、生徒のグループ研究と毎月1回開かれる学級全体の研究報告会という生徒活動を「追加的研究」として行わせ大きな効果をあげた。

これらのほか、諸外国における協同学校活動には、アメリカ合衆国バージニア州の中学校が実施した「音楽をとおしての国連」の学習、アラブ連合共和国の協同学校が行った東洋と西洋の国々の比較研究、ポーランドの学校がとりあげたアフリカ諸国の研究、語学的な問題を出発点としたハンガリーの女子中等学校のフィンランド研究等々、ユニークで興味深い教育実験や教育実践が数多くみられる。⁴⁾

以上、ユネスコ協同学校が取り組んだ比較的初期のこころみについて、その特徴をうかがったのであるが、これらは今日でも諸国の国際理解教育に大きな示唆を与えているのである。しかし一方、この教育は、その後の世界情勢の進展の中でかなりの変化・発展を見せ、その結果、現状として多様化しつつあるということもできる。

ことにヨーロッパでは、1960年代の高度経済成長期に大きな変ぼうをみせた。EC体制のもとで、イギリス、フランス、西ドイツなどの経済先進地域へは、トルコ、ユーゴスラビア、ギリシア、イタリア、スペインなどから多くの労働者が集ってきた。また、英連邦の関係で、イギリスへは、インド、パキスタン、セイロン、バングラデシュ、ケニア、西インドなどから皮膚の色の黒い系統の人々が職をもとめて移住してきた。この結果、ヨーロッパ諸国は、その多民族社会的特徴をいっそう色濃くし、一国内での文化まさつが大きな社会的・教育的問題となったのである。このようにして、異文化理解をめざす国際理解教育は、外国に関する問題ではなく、まさに国内の地域社会の問題となってきたのである。

1960年代の初期には、イギリスや西ドイツの国際理解教育は、やはり「他国の研究」を重視していた。たとえば、西ドイツの協同学校でも、ポーランド、チェコスロバ

キア，ギリシアなど東ヨーロッパの国々の理解に关心を寄せた⁵⁾しかし，1960年代後半から70年代にかけては，ヨーロッパ諸国で，地域社会の多民族化が問題となり，国際理解が国内問題化してきた。そこで，1973年，カナダ国ケベック（レビ）で開催された前述のユネスコ協同学校専門家会議では，とくにヨーロッパ=グループからこの問題が強く提起され，国際理解教育における地域社会的アプローチ *community approach* が重視されるにいたったのである。

1970年代に入ると，OECDも開発における教育の問題を重視するようになり，とくに文化間理解 *intercultural understanding* の重要性を強調するようになった。また，ヨーロッパでは，OECD, UNESCO, UNICEF 等のはたらきかけにより開発教育 *Development Education* や環境教育 *Environment Education* も人々の関心をひくようになった。かくして，ヨーロッパでは，地域的アプローチ，文化間理解，開発教育，環境教育などが，国際理解教育の中で新しい傾向を形成していった。イギリスの海外開発省 *Ministry of Oversea Development* の国際理解教育に対する積極的援助は，この傾向をいっそう促進した。西ドイツでも，同国ユネスコ国内委員会発行の最近の国際理解教育に関する報告書は，「われわれの町に住む外国人たち」 „Ausländer in unserer Stadt”（西ドイツのユネスコ協同学校活動報告書，1977年12月刊）や「学校と第三世界」 „Schule und Dritte Welt”（国際理解教育研究集会報告書，1978年11月刊）となっている。また，かって協同学校計画を中心とした国際理解教育で指導的役割を果たしてきたハングルクのユネスコ教育研究所 *Unesco Institute for Education* も，近年，生涯教育や言語教育（とくに二か国語併用教育 *Bilingual Education*）の問題をその研究の中心におくようになっているのは，やはり多民族社会の教育問題に対応しようとするものだと考えられる。

地域社会における異質文化理解の問題は，生涯教育の視点から小学校低学年や幼児の教育にも及び，ヨーロッパでは，国際理解教育での幼稚園教育の重要性が注目されるようになってきた。前述の西ドイツ協同学校の活動報告書「われわれの町に住む外国人たち」にも，ヘッセン州，ラインラントプファルツ州の11の幼稚園で行われた教育実験が紹介されている。これは，協同学校計画への参加機関であるミュンヘン国立青少年研究所の指導・協力により実施されたもので，幼児教育段階での社会学習における異質文化理解のためのカリキュラム開発をめざしたものであった。

小学校や幼稚園での文化間理解教育は，その当然の結果として，教員養成のあり方に

関ってくる。近年、イギリスにおいては、ブライトン＝ポリテクニックやレスター＝ポリテクニックなどの教員養成校が、国際理解教育面で積極的な役割を果たしているのである。

このようなヨーロッパ先進地域の動向に対して、発展途上国が多い東南アジアにおいては、同じく多民族社会といっても、異った問題意識がうかがわれる⁶⁾。韓国を除いて、タイ、マレーシア、インドネシア、フィリピンなどは多民族社会の特徴をもつ発展途上国であるが、これらの国々の教育上の緊急事は、多民族・多文化社会における新しい国づくりのための国民的帰属性 *national identity* の確立にある。したがって、自国の文化・伝統を知り、これを尊重して誇りをもたせる教育、すなわち自國理解のための教育が最も重視され、国際理解の教育もこの基本線の延長に位置づけられる傾向がみられる。これらの国家では、国際理解教育は、自国内の諸民族・諸文化間の相互理解のための教育に相通するものとして取り扱われる場合が少なくない。

一方、東南アジア諸国の多くは、発展途上国として、他国からの経済援助、技術協力を受けることが多い。また国連やその専門諸機関の出先機関あるいは外国企業の出張所も多くて、外国人の来住や往来がしげく、バンコック、シンガポール、ジャカルタ、マニラなどの大都市では国際化現象が急速に進行している。このような国際的環境の中で国際理解教育は当然の必要事と受けとられるとともに、自国や自國文化を他国の人々に知らせようとする意欲も強く、このことが国際理解教育への積極性と主体性の大きな要因ともなっているのである。しかし、東南アジアの国々では、教育条件がなお十分に整っていないので、国際理解教育のみならず学校教育一般においても教材等の不足に悩んでおり、ユネスコや先進諸国の援助への期待が大きい。とくに、大都市部と地方村落との間の経済的、文化的、教育的較差の大きいことは、国際理解教育の発展の上でも少なからぬ障害となっている。

このような東南アジア地域にみられる教育事情は、ラテンアメリカやアフリカの発展途上国にも共通するものがあると考えられる。いずれにしても、発展途上国における国際理解教育は、国民教育の重要要素としての市民性教育や道徳教育の一環として抑えられる傾向が強いといえよう。

近年、世界的にみて、国際理解教育の多様化が進行している。この教育は今や、ユネスコの線に限られるものではなく、日・米、日・豪などの二国間の政府レベルやOECDその他の多国間機構あるいはさまざまの民間機関によって幅広く多彩に推進されている

のである。

我が国に關係した最近の国際的な共同研究のみをとりあげてみても、ユネスコ協同学校計画のほかに、たとえば(A)国際理解教育日米共同研究事業(1975~77)、(B)環太平洋OECD5か国(日本、カナダ、米国、ニュージーランド、オーストラリア)の文化間相互理解教育共同研究(1977~80)、(C)日米社会科教科書比較共同研究(1978~80)などを指摘することができる。

(A)は、日米文化教育会議(United States-Japan Conference on Cultural and Educational Interchange, 略称 CULCON)が、1974年6月、その第7回会議において決定した事業で、相互に異質な文化をもつ日・米二国間の相互理解教育を、とくに両国の初等・中等教育段階で促進するための共同研究である。その成果は、日本側においては教師用指導書「国際理解教育の学習——アメリカ合衆国を例として—」(文部省学術国際局ユネスコ国際部編、ぎょうせい刊、1977)、米国側にあっては、学校での日本学習のための教授資料“OPENING DOORS: Contemporary Japan”(The Asia Society刊、1977)となって稔っている。

(B)は、Pacific Circle Consortium(環太平洋研究組織)とも呼ばれ、我が国の国立教育研究所、カナダ国文部省、米国のノースウェスト教育研究所(オレゴン州のポートランド在)と東西センター(East-West Center, ホノルル)、ニュージーランド文部省及びオーストラリアのカリキュラム開発センターの協力により、とくに中学校段階の環太平洋地域文化間相互理解のためのカリキュラム開発をめざしたものである。

(C)は、全米社会科協議会(The National Council for The Social Studies, 略称 NCSS)のプロジェクトの1つであり、日本側からは教科書研究センターと国際教育情報センターが協力して行っている両国の社会科教科書改善のための共同研究である。

上記いずれも、国際理解教育面での国際共同研究活動であるが、我が国が対象となっているわけで、現在の世界の問題意識の一端がうかがわれて興味深い。

最近では、国際理解教育に関する研究面で三つの焦点がみられる。その一つは、この教育の基礎的研究として、子どもの国際意識の調査をあらためてとりあげようとしていることである。この種の調査は、ユネスコ協同学校計画発足時に、各国で熱心に実施されたのであるが、今日の世界情勢、国内事情の変化をふまえて、とくに国際比較という視点から、これとふたたび科学的に取り組もうとするものである。第二は、ユネスコ協同学校計画、国際理解教育日米共同研究事業及びPacific Circle Consortiumにみられるよう

なカリキュラム研究である。とくに文化間理解や地球的視野という面からの新しいカリキュラム開発が、教科教育とくに社会科教育の改善との関連において積極的に進められている。アメリカ合衆国での地球社会教育 Global Education はその顕著な例であるといえよう。第三は、日米社会科教科書比較共同研究にみられるような教科書の国際比較研究である。これは、日米以外の他の多くの国々の研究者によっても取り組まれている。

国際理解教育に関する国際比較的研究は、現在その緒についたばかりであって、研究方法や資料の面で十分でないところが多い。したがって、これは国際理解教育研究の今後の大きな課題であるということができる。

【注】

- 1) 永井滋郎, 「諸外国における国際理解の教育実験」, 『社会科教育研究』第11号, 日本社会科教育学会, 1958. pp. 36 ~ 37.
- 2) ユネスコ協同学校計画に関する比較的よくまとまった報告書としては, UNESCO, *Education for International Understanding – Examples and Suggestions for Classroom Use –*, Unesco, 1959 (前掲), 及び UNESCO, *International understanding at school – An account of progress in Unesco's Associated Schools Project –*, Unesco, 1965. があり, いずれも邦訳されている。また, 同計画関係の回報機関紙として年2回発行の UNESCO, *international understanding at school* (No. 1 は1961年5月発行) があり, 最新の情報を加盟国, 参加機関に提供している。
- 3) 永井滋郎, 「イギリスにおける国際理解の教育」, 「ユネスコの国際理解教育」, 東京都教育委員会 昭和41年, pp. 93 ~ 103.
- 4) 前掲, 日本ユネスコ国内委員会, 『学校における国際理解教育の手びき(改訂版)』, pp. 51 ~ 56.
- 5) DEUTSCHE UNESCO-KOMMISSION, 10 Jahre deutsche UNESCO-Modellschulen-Erfahrungen Unterrichtsbeispiele Empfehlungen, 1964.
- 6) 永井滋郎, 「東南アジア地域における国際理解教育の現況——韓国・タイ・フィリピンの場合」, 『広島大学教育学部紀要』, 第2部第28号, 1979, pp. 69 ~ 80.

V. 社会教育における国際理解教育活動

学校教育とともに、社会教育が国際理解教育において果たす役割はきわめて大きい。すでに考察してきたように、国際理解教育が一国の国民教育・市民（公民）教育の不可欠の要素であるとすれば、その発展を期すことは社会教育の重大使命であるといってよい。¹⁾

学校教育と社会教育とは、本来密接なつながりをもち、たがいに相補関係に立つものであるから、国際理解教育の発展を図ろうとすれば、その面での社会教育を充実させねばならない。ことに、教育をユネスコの提唱する生涯教育の観点で考えるとき、社会教育は学校外教育 Out of school Education としていっそう重要な意義をもつである。

昭和49年の中央教育審議会答申「教育・学術・文化における国際交流について」は、日本国民の国際協調の精神を培い国際理解を深める重点施策の一つとして、「青少年及び労働者を含む一般成人に対する国際性の啓培を推進するために、社会教育の分野において、国際理解を深め、国際協調の精神をかん養する教育活動を促進する具体的な施策を計画すること」と提言しているのである。

社会教育面での諸活動は、民間の諸団体によって展開される場合が多い。永続せる世界平和を確保する上で、諸国民の「知的及び精神的連帯」を重視するユネスコもまた、民間諸団体（N G O = 非政府機関）の力に期待するところが大きい²⁾。そして今日、国際親善、国際交流、国際理解、国際協力につとめている社会教育関係の民間活動はひじょうに多く、我が国だけでもその数は数百・数千にのぼることであろう。しかしながら、J. R. C.（青少年赤十字）、インターフク、ライオンズ、ロータリー、Y M C Aなどの諸団体は、それぞれ固有の性格、目標をもっており、その枠内においてユネスコ的な国際理解・国際協力活動を行っているのである。これに対し、直接的にユネスコの精神に共鳴し、これに協力する目的をもって組織された民間活動は、民間ユネスコ運動である。

民間ユネスコ運動は、第二次世界大戦直後、世界にさきがけて日本に始まった。³⁾すなわち、それは、戦後の混乱した世相の中で、平和への強い願いと、当時連合軍の占領下にあった我が国を一日も早く国際社会へ復帰させようとする望みから、日本のユネスコ加盟を実現する運動として民間人のあいだに盛りあがったものである。このうごきは、

1947年、仙台ユネスコ協力会と京都ユネスコ協力会の誕生にはじまり、大阪、神戸、和歌山などにユネスコ協力会があいついで結成された。同年11月、東京で開催された第1回日本ユネスコ運動全国大会において、この運動の全国的組織の設立が要望され、1948年5月、日本ユネスコ協力会連盟が成立して、その本部が東京に置かれた。以後、民間ユネスコ運動は全国的に拡大し、1949年には、100をこえるユネスコ協力会が成立したのである。

日本におけるユネスコ運動の高揚は、ユネスコ総会にも報告され、1951年7月2日、我が国は正式にユネスコへの加盟が認められることとなった。これによって、ユネスコ協力会運動はいちおうその目的を達したわけであるが、国民の間にユネスコ精神を浸透させていくのは民間団体によってなされるべきであるとの考え方から、運動の継続が図られた。そして1951年8月14日、第7回ユネスコ運動全国大会において日本ユネスコ協力会連盟は発展的に改組され、社団法人「日本ユネスコ協会連盟」が発足した。

1952年8月1日、「ユネスコ活動に関する法律」（昭和27年6月21日公布）によって日本ユネスコ国内委員会が設置され、日本のユネスコ活動は、官民協力体制で進められることとなった。各地のユネスコ協力会はユネスコ協会となり、現在、その数は約220にのぼっている。その全国組織であるユネスコ協会連盟は我が国における民間ユネスコ活動の指導、連絡、調整に当たり、1951年から機関紙として「ユネスコ通信」（現在の「ユネスコ新聞」）を発行し、また毎年1回、ユネスコ運動全国大会を開いている。近年の全国大会は、第31回因島市、第32回和歌山市、第33回東京、第34回岐阜市、第35回鳥取市、第36回（昭和55年度）宮崎市で開催された。第36回大会のテーマは、「80年！いまユネスコのめざすもの—身近なところから実践を」であった。

この間、フランスやインドなど世界の他の国々でも民間ユネスコ活動がめばえ、また成長してきた。この情勢を受けとめて、1974年の第30回全国大会（京都市）を機に、アジア諸国の民間ユネスコ活動の組織を結集して「アジア・ユネスコクラブ連盟」が設立され、その事務局を日本ユネスコ協会連盟に置くこととなった。現在、この組織をさらに拡大して、世界連盟の結成の準備が進められている。その第1回準備会議は1979年10月東京で、第2回は1980年8月下旬、ウィーンおよびインスブルック（オーストリア）で開かれ、世界連盟設立総会は1981年6月パリのユネスコでもたれる予定である。全世界の民間ユネスコクラブまたはユネスコ協会の数は2,000をこえ、そのうち約700がア

ジア地域に存在する。1978年4月には、はじめてのユネスクラブ世界会議が約60か国のユネスコクラブ連盟代表者の参加によりパリのユネスコで開催され、ユネスコクラブ世界連盟の設立が基本的な合意をみた。

我が国では、ユネスコ協力会ついでユネスコ協会の積極的な働きかけにより、高等学校に生徒のユネスコクラブが生まれ、今日その数は全国で約200に達している⁴⁾。日本ユネスコ協会連盟の構成機関の一つである全国高等学校ユネスコ活動指導者協議会（略称、全高ユ指協）が昭和42年（1967年）に結成され、高校生のユネスコ活動の指導に当たり、毎年、全国高校ユネスコ研究大会を開いてきた。昭和55年7月には、その1980年度大会が熊本県の「国立阿蘇青年の家」で行われた。

また、青年層のユネスコ活動は、昭和43年、日本青年ユネスコ連絡協議会の設立となり、同組織の親組織である日本ユネスコ協会連盟と協力して、活発に運動を展開している。

ユネスコ協会活動の特色は、ユネスコ精神の発揚、すなわち、教育・科学・文化の面での国際理解・国際協力を推進するところにあるが、それにはおおよそ次の5つの活動がみられる⁵⁾。

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1. 研究調査活動 | 2. 啓蒙普及活動 | 3. 組織参加活動 |
| 4. 交流交歓活動 | 5. 協力奉仕活動 | |

各地の協会は、それぞれの地域や住民の特性に基づいて適切な活動を計画、実施している。1県内に数個以上のユネスコ協会がある場合は、その県内連合体が組織される。これらの例として、広島ユネスコ協会と広島県ユネスコ連絡協議会の組織と活動概要をあげておこう。

団体名	広島ユネスコ協会					
事務局所在地	〒730 広島市中区東千田町1丁目1-89 広島大学教育学部永井研究室内 TEL 41-1221(代)					
団体代表者	永井滋郎	構成人員	120人			
設立年月日	昭和48年6月23日					
<u>団体結成の背景</u>						
昭和24年発足した広島ユネスコ協力会の伝統をうけ、かつ国際平和文化都市広島という自覚のもとに、とくに昭和40年代に入って、市民の中からユネスコ運動への関心が再び盛りあがってきた。						

組織活動

- (1) 会員……①個人会員 ②団体会員 ③維持会員
- (2) 役員……①会長1名 ②名誉会長1名 ③副会長3名 ④常任理事若干名 ⑤理事約30名
⑥顧問若干名 ⑦事務局長1名 ⑧事務局次長1名 ⑨監事2名
- (3) 専門部会……①組織活動 ②広報活動 ③教育活動 ④国際交流 ⑤文化活動（ほかに青年部）

活動方針

国際平和文化都市広島にふさわしいユネスコ活動、とくに青年層の運動を育成する。

主たる事業

講演会、研修会、展示会、国際交流事業、日本ユネスコ協会連盟への協力、その他本会の目的達成に必要な各種事業

予算額（昭和54年度） 981,538円

団体名	広島県ユネスコ連絡協議会		
事務局所在地	〒730 広島市中区東千田町1丁目1-89 広島大学教育学部永井研究室内 TEL 41-1221（代）		
団体代表者	内 海 巍	構成団体	県内ユネスコ6協会
設立年月日	昭和49年10月5日		

団体結成の背景

- (1) 広島ユネスコ協会・因島ユネスコ協会・尾道ユネスコ協会・府中ユネスコ協会・福山ユネスコ協会など、広島県下の民間ユネスコ運動が、近年とみに活発となってきたので、その全体の連絡調整・指導を行う組織が必要となった。
- (2) 昭和50年6月因島市において、第31回日本ユネスコ運動全国大会が開催されるに当り、その責任ある全県的な受け入れ組織が必要となった。

活動組織

- (1) 会員……①個人会員 ②団体会員（県下のユネスコ協会、ユネスコ・クラブなど） ③維持会員
- (2) 役員……①会長1名 ②名誉会長1名 ③副会長2名 ④理事13名 ⑤監事2名
⑥顧問若干名 ⑦事務局長1名

活動方針

ユネスコ憲章の精神に基づいて、広島県民の間におけるユネスコ運動を推進し、とくに広島県内のユネスコ活動関係諸団体の連絡・調整ならびに指導に当たる。

主たる事業

講演会、研究会、展示会などの開催、会誌および資料の発行、各種啓蒙活動、国際的文化交流事業、青少年ユネスコ活動の育成、ユネスコ関係諸機関・諸団体との提携・協力、広島県内ユネスコ活動への指導および助言。

先にも述べたように、ユネスコ活動では民間と行政との協力が重要である。

また活動の拡大と継続のためには、活動の民主化と大衆化とくに若い世代への働きかけが必要となる。さらに、国際交流、社会奉仕、文化活動、平和運動を行っている他団体との協働も重視されなければならない。この点で、我が国の民間活動の多くがセクショナリズム的閉鎖性・孤立性をもち、相互の協力・連繋の乏しいことが反省される。したがって、ユネスコ活動は、これらの民間組織の傘となるべき使命をももっているわけである。

社会教育面での国際理解教育と行政との関連では、「ユネスコ活動に関する法律」のほか、「ユネスコ活動に関する法律施行令」(昭和27年6月)、「我が国におけるユネスコ活動の基本方針」(日本ユネスコ国内委員会、昭和28年7月)、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(昭和31年6月、法律第162号)、「我が国が当面推進すべきユネスコ活動に関する建議」(日本ユネスコ国内委員会、昭和52年7月)、「ユネスコ普及活動の在り方について」(日本ユネスコ国内委員会普及活動小委員会報告、昭和53年6月)等が重要である。いずれも、社会教育面での国際理解教育やユネスコ活動を法的に裏づけるものといえよう。なかでも、「ユネスコ活動に関する法律」は、「国又は地方公共団体は……自らユネスコ活動を行うとともに、必要があると認めるときは、民間のユネスコ活動に対し助言を与え、及びこれに協力するものとする」と明記している。

また、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」も、教育委員会の職務権限として、「15. ユネスコ活動に関すること」をはっきりと位置づけているのである。

なお、我が国では、従来、民間ユネスコ活動への行政のはたらきかけが社会教育担当部局を窓口としてなされる場合が多いため、学校教育部門との連繋が十分でないという、いわゆる縦割り行政の障害が指摘されている。今後はこの欠陥を克服して、民間と行政、社会教育と学校教育との協力関係をよりいっそう緊密化していく必要があるといえよう。

注

- 1) 日本ユネスコ国内委員会『国際理解のための社会教育の手びき(改訂・増補第4版)』、同委員会刊、昭和41年、pp. 1~7.
- 2) ユネスコはユネスコクラブ・協会運動を促進するため「ユネスコクラブ手引き書」(UNESCO

CLUBS MANUAL, Unesco, 1979) や年2回発行の回報 *inter-clubs unesco* を出版している。

- 3) 前掲, 『国際理解のための社会教育の手びき』, pp. 153 ~ 154.
- 4) 日本ユネスコ国内委員会, 『高等学校 ユネスコクラブ指導手びき書』, 日本ユネスコ協会連盟, 昭和41年, pp. 14 ~ 20.
- 5) 日本ユネスコ協会連盟, 『ユネスコ活動ハンドブック』, 同協会連盟刊, 1976.

VI. 国際理解教育の諸問題

国際理解教育に関するユネスコの基本的理念には普遍妥当のものがあるけれども、その時々の国内的・国際的諸情勢によりこの教育の解釈や力点の置き方に変化の生じることもまた当然だといえよう。このことは、ユネスコ自身がこの教育をさして呼ぶ名称そのものが、次のようにたびたび変わってきたという事情の中にもうかがわれる。¹⁾

1. Education for International Understanding (国際理解のための教育) 1947 ~
2. Education in World Citizenship (世界市民性の教育) 1950 ~ 1952.
3. Education for Living in a World Community (世界共同社会に生活するための教育) 1953 ~ 1954.
4. Education for International Understanding and Co-operation (国際理解及び国際協力のための教育) 1955 ~
5. Education for International Understanding and Peace (国際理解及び平和のための教育) 1960 ~
6. Education for International Co-operation and Peace (国際協力及び平和のための教育) 1960 ~
7. Education for International Understanding, Co-operation and Peace and Education relating to Human Rights and Fundamental Freedoms (国際理解、国際協力及び国際平和のための教育並びに人権及び基本的自由についての教育) 1974 ~

上記中、1と6は、今日でもこの教育をさす一般的な名称としてよく用いられる。現在、ユネスコは、7をこの教育の正式の名称としているが、その略称として International Education (国際教育) の語も用いている。

名は体をあらわすというように、これらの呼称の背景には、それぞれ時代の動きによる解釈上の変化が存在するわけである。ことに、1970年代に入ると、国際理解教育に対する様々な見解が主張されるようになった²⁾。

すでに1968年、ユネスコと IBE (国際教育局)との共催でジュネーブに開かれた第31回公教育会議 (The International Conference on Public Education) は、国際理解教育を「教育課程及び学校生活の不可欠の一部分」として強調した。ついで1970年、パリのユネスコ=ハウスでもたれた「国際理解と平和のための教育 — 特に道徳・市民教育を中心として —」(Education for International Understanding and Peace, with Special Reference for Moral and Civic Education) 専門家会議は、道徳教育及び市民教育が国際理解を促進する上で果

たす役割を重視し、国際理解教育は市民性の教育であると解釈している。さらに、1971年、ユネスコの設置した「教育開発国際委員会」(International Commission on the Development of Education)は、翌年その報告書(フォール報告)「未来の学習」(Learning to be)において生涯教育の理念を提唱するとともに、教育を「国際的な文脈」で考えることの重要性を指摘した。

1973年の「ユネスコ協同学校計画専門家会議」(前出)は、協同学校計画発足20周年を記念して開かれたものであるが、そのテーマは「人間と一つの世界」(Man and One World)であり、人類の連帯性をあらためて強調するとともに、同計画における研究主題を、従来の三本柱すなわち「人権」「他国」「国連」からさらに地域社会の問題、開発、環境、国際協力などの問題へ拡張すべきことを提案したのであった。

1974年、第18回ユネスコ総会の「国際理解、国際協力及び国際平和のための教育並びに人権及び基本的自由についての教育に関する勧告」は、国際理解教育のための教育政策の指導原則(前述)を地球的な視野に立って明示し、さらに植民地主義、人種差別、イデオロギー的対立というような国際理解を妨げる諸障害が現実に存在するという事実認識に立って、それらの克服を呼びかけ、とくに国際理解における文化的側面を重視して、文化の多様性の認識と相互評価に基づく「文化間理解」の必要性を主張した。また勧告は、従来の国際平和や国際協力の概念を越えた諸問題、例えば文盲、病気、飢餓、食糧、人口、天然資源、開発、環境、文化遺産の保全など、人類の福祉や平和に直接かかわる人類の地球的規模の重要共通課題への認識を、国際理解教育の内容として組み入れるべきことを提案している。さらに勧告は、人類が今日、重大な危機に直面しているという現実認識のもとで、人間そのものを根本的に見直していくとする姿勢をもっているのである。

1974年8月、オーストラリアのアデレードで開催された「アジア・太平洋地域文化相互理解教育セミナー」(Regional Seminar "Intercultural Education in the Asian/Pacific Region", オーストラリアのユネスコ国内委員会主催)も、とくに文化間理解の重要性をうち出している。

以上のごとく、ユネスコを中心とした国際理解教育の最近の動向には、生涯教育、市民(公民)的訓練、文化間理解、地球的視野、人間の省察と人類連帯感の強調という力点の置き方がみられる。第18回ユネスコ総会の勧告は、これらの考え方を総括したもの

と受けとられよう。

このような新しいアプローチの背景には、今日の世界状況に対する厳しい現実認識があるとともに、社会諸科学ことに文化人類学、社会学、比較文化、国際関係論、地域研究など人間、社会、文化に関する現代学問の進展が考えられる。いずれも、問題解決志向的な学際的研究法を要請するものであって、国際理解教育も上記のような新しい観点と方法とをもって、理論的にも、また実践的にも研究開発が進められていかねばならないと思われる。³⁾

また、第18回ユネスコ総会勧告がみずから卒直に認めているように、「人権の研究」「他国の研究」「国連の研究」の三主題で考えられてきた国際理解教育が、ユネスコ及び加盟国、各協同学校の努力にもかかわらず、それがなお実験的段階を脱し得ず、影響するところがなお小範囲にとどまり、また、その教育内容及び方法が必ずしも児童・生徒・教師にとって適当でなかったこと、そして現実の事態は掲げられた理念からほど遠いことなども強く反省されなければならないであろう。

今日、国際理解教育については、ユネスコ的な見解とは別に、種々の主張をもった理論や実践も発展してきている。この教育の多様化こそ現時点での特徴であるといつてもよい。⁴⁾

イギリスにおける国際理解教育の理論的指導者であり、ロンドン大学教育研究所 University of London Institute of Education の教授であったジェームズ＝ヘンダーソン James L. Henderson は、「世界理解のための教育」(Education for World Understanding)とか「世界研究」(World Studies)の必要性を説く。彼はまた、「地球社会教育」(Global Education)という用語の創始者の1人でもある。一方、OECDは、とくに「文化間教育(=文化間相互理解教育)」(Intercultural Education)を主張している。この文化間教育では、すでに述べた CULCON のプロジェクトや Pacific Circle Consortium は典型的な国際的共同研究であるといってよからう。

環太平洋地域での文化理解教育で大きな貢献をしているハワイ(ホノルル)の東西センター East-West Center, とくにその東西文化教育施設 East-West Culture Learning Institute では、「比較文化教育」(Cross-cultural Education)とか「国際的教育」(Trans-national Education)という表現をとる。

多民族・多文化国家である米国では、「異民族文化研究」(Ethnic Studies)に関連し

て、「多文化教育」(Multi-cultural Education)とか「多国籍教育」(Multi-national Education)とかのことばも用いられる。最近、同国では、とくに社会科教育の新しい理論として、NCSS(全米社会科協議会)やインディアナ大学社会科開発センター(Social Studies Development Center)の関係者らにより「地球社会教育」(Global Education, 「地球共同社会教育」とも訳される)が唱道されているが、これも広い意味で社会科の国際理解教育と把握される。

これらのほか、いわゆる「平和教育」(Peace Education), 「原爆教育」, 「軍縮教育」(Disarmament Education), あるいは、「環境教育」(Environmental Education), 「開発教育」(Development Education), 「未来教育」(Future Education)など、いずれも世界平和の実現と人類福祉の向上を目標にかけ、問題解決のための国際理解・協力を要請するものであり、広義の国際理解教育の範疇に入るものといえよう。

さらに、近年とくに我が国で問題となっている海外子女教育や帰国子女教育、あるいは海外移民のための海外教育なども国際理解教育と密接な関連をもっている。

我が国では、最近とくに日本人の「国際性の育成」ということが強調されている。1974年の中教審答申「教育・学術・文化の国際交流について」は、「各国民との友好関係の増進を積極的に志向する国際性豊かな日本人の育成」を図ることが、我が国の教育に課せられた重要な課題であるとしている。また、1977年、日本ユネスコ国内委員会が、外務大臣、大蔵大臣、文部大臣に対して提出した「我が国が当面推進すべきユネスコ活動に関する建議」は、「急速に進展する国際社会に適切に対処するためには、豊かな国際性を育てるべく、学校教育、社会教育を通じ、国民の身近な場で、国際理解のための教育・実践活動を活発に展開する必要がある」と提言している。これらの答申や建議は、日本国民のための国際性教育の必要性を強く訴えたものといえよう。

上にみてきたような「国際教育」または「国際理解教育」に対する主張やアプローチあるいは用語の多様化は、一方において、この教育のいちじるしい発達を示すとともに、他方では混乱をもたらすことにより、かえってその発展を阻害する要因ともなっていると考えられる。したがって、この教育の今後の発展を期するとき、その理論的な整理が必要とされるであろう。このことは、国際理解教育研究上の大きな課題の一つであると思われる。

ユネスコ自身、現在、ユネスコ協同学校計画の再評価の作業に取り組んでいる。すな

わち、カナダのオンタリオ教育研究所のステイシー＝チャーチル Stacy Churchill とタンザニアのダルエスサラム大学教育学部長イサ＝オマリ Issa Omari との 2 人の学者に依嘱して、74加盟国からの約 1,400 にのぼる協同学校を対象とした一般的なアンケート調査、及び日本を含む 7 か国の協同学校活動についての事例研究を行い、今後の同計画の新しい方向を求めようとしているのである。ユネスコは、その調査研究の報告に基づいて、1980 年 9 月 8 - 12 日の間、パリのユネスコ＝ハウスで「協同学校計画の評価と発展に関する専門家国際会議」 International Meeting of Experts on the Evaluation and Development of the Associated Schools Project in Education for International Co-operation and Peace (17 か国参加) を開催した。⁵⁾

チャーチル・オマリの評価報告書及び上記専門家会議の報告書に見られる諸問題の指摘や、今後の協同学校のあり方についての諸勧告は、いずれも単に協同学校計画そのものにとどまらず、広く国際理解教育 (= 国際教育) の解決すべき諸課題であると考えられる。

すでに前述の各所において、国際理解教育やその研究の当面する諸課題についてふれてきたのであるが、この教育の目標の明確化、現時点に即応した内容の重点化と具体化、方法の改善、教具・教材の開発、評価技術の改良、国内段階での研究組織の確立、地域レベルでの協力やユネスコを中心とした国際的協力の強化の必要性等々は、この種の国際的調査や会議がくりかえして指摘する課題である。今回の専門家会議も、これらの諸点を検討し数多くの提案を行ったのであるが、ユネスコ協同学校計画が第 18 回ユネスコ総会勧告の実現のための重要な手段 (vehicle) であることが、あらためて国際的に確認されたことは意義深い。そして、とくに地域間の協力体制の強化、開発教育及び文化間教育の重要性と教材開発の必要性、教員養成段階への国際理解教育の積極的導入、及び初等・中等学校、大学、教育研究機関の相互協力による科学的研究の促進などが新しく強調されているのである。なかでも、開発教育の問題や、大学をふくめての教員養成段階への国際理解教育の導入は、我が国の教育にとっても今後の重要な課題であると思われる。

注

- 1) 内海 嶽、『国際理解教育の研究』、第一法規、1973、pp. 32 - 36.
- 2) 文部省学術国際局ユネスコ国際部編、『国際理解教育の学習 — アメリカ合衆国を例として』、ぎょ

うせい, 1977, pp. 11 ~ 15.

- 3) 前掲, 日本ユネスコ国内委員会, 『学校における国際理解教育(最終草稿)』, p. 14.
- 4) 永井滋郎, 「社会科教育と国際理解教育 — 地球社会教育への展望 — 」, 広島史学研究会編『史学研究五十周年記念論叢日本編』, 福武書店, 1980, pp. 596 ~ 599.
- 5) Unesco, International Meeting of Experts on the Evaluation and Development of the Associated Schools Project in Education for International Co-operation and Peace, Unesco House, Paris, 8~12 September 1980, Report.

付 錄

I. 日本のユネスコ協同学校（昭和55年度現在）

a 小学校(4校)

学 校 名	郵便番号	所 在 地	電 話 番 号
1 東京学芸大学附属大泉小学校	176	東京都練馬区東大泉町315	03-922-0622
2 新宿区立西戸山小学校	160	東京都新宿区百人町4-2-1	03-363-1341
3 渋谷区立渋谷小学校	150	東京都渋谷区渋谷1-18-21	03-400-3779
4 広島大学附属小学校	734	広島市南区翠1丁目1-1	0822-51-0191

b 中学校(11校)

学 校 名	郵便番号	所 在 地	電 話 番 号
1 新潟市立関屋中学校	951	新潟市浜浦町2-1	0252-66-4131
2 宇都宮市立一条中学校	320	宇都宮市一条町1-4-7	0286-33-0401
3 筑波大学附属中学校	112	東京都文京区大塚1-9-1	03-945-3231
4 愛知教育大学附属岡崎中学校	444	愛知県岡崎市明大寺町栗林1	0564-51-3637
5 鳥羽市立加茂中学校	517-01	三重県鳥羽市岩倉町105	05992-5-2904
6 五個荘町立五個荘中学校	529-14	滋賀県神崎郡五個荘町大字小幡227	074848-2451
7 加茂町立泉州中学校	619-11	京都府相楽郡加茂町大字里小西上田13	077476-2101
8 帝塚山学院中学校(私立)	558	大阪府住吉区帝塚山中3-52	06-672-1151
9 和歌山市立伏虎中学校	640	和歌山市九番丁1	0734-31-0256
10 広島大学附属中学校	734	広島市南区翠1丁目1-1	0822-51-0191
11 徳山市立太華中学校	745	山口県徳山市大字久米4117	0834-25-0228

c 高等学校(8校)

学 校 名	郵便番号	所 在 地	電 話 番 号
1 秋田経済大学附属高等学校(私立)	010	秋田市茨島1-4-2	0188-62-6627
2 筑波大学附属駒場高等学校	154	東京都世田谷区池尻1-4-2	03-411-8521
3 東京都立三田高等学校	108	東京都港区三田1-4-46	03-453-1991
4 八王子高等学校(私立)	193	東京都八王子市台町4-35-1	0426-23-3461
5 神奈川県立平塚農業高等学校	254	平塚市達上ヶ丘10番10号	0463-31-0944
6 富山県立高岡工芸高等学校	933	高岡市中川1-1-20	0766-21-1630
7 帝塚山学院高等学校(私立)	558	大阪市住吉区帝塚山中3-52	06-672-1151
8 広島大学附属高等学校	734	広島市南区翠1丁目1-1	0822-51-0191

II. 参考文献

I 一般図書

<著者>	<書名>	<出版社>	<発行年>
1. 勝田守一	「平和と教育」	刀江書院	昭26(1951)
2. H・リード著 周郷博訳	「平和のための教育」	(岩波現代叢書)	昭27(1952)
3. H・キャントリル編 平和問題談話会訳	「戦争はなぜ起るか」	(岩波現代叢書)	昭27(1952)
4. I・L・カンデル著 箕崎三郎訳	「ヒューマニズムと国際理解」	(岩波現代叢書)	昭27(1952)
5. 小沢栄一	「国際理解と社会科における歴史教育」	古今書院	昭28(1953)
6. 保柳睦美	「国際理解と社会科における地理教育」	古今書院	昭28(1953)
7. ジェームズ・テーネン著 人見鉄三郎訳	「先生は黒人だった」	法政大学出版	昭29(1954)
8. カールトン=ウォシュバーン著 赤井米吉訳	「世界意識への教育」	誠文堂新光社	昭29(1954)
9. ユネスコ刊 保柳睦美訳	「新しい地理教育のあり方」	古今書院	昭30(1955)
10. ユネスコ刊 小沢栄一訳	「新しい歴史教育のあり方」	古今書院	昭30(1955)
11. 上野実義	「社会科歴史教育法」	理想社	昭30(1955)
12. ユネスコ刊 勝田守一訳	「歴史教科書と国際理解」	古今書院	昭31(1956)
13. 海後勝雄遍	「実験的教育研究法」	明治図書	昭32(1957)
14. ユネスコ刊 国際文化研究会訳	「ヒューマニズムと教育」	古今書院	昭33(1958)
15. ユネスコ刊 釘日本久春訳	「世界人権宣言と教育」	古今書院	昭33(1958)
16. 森戸辰男	「日本教育の回顧と展望」	教育出版	昭34(1959)
17. 永井滋郎	「他国の研究—国際理解の教育実験—」 (IDE教育資料12集)	民主教育協会	昭34(1959)
18. 長田新編	「国際理解の教育」	育英書店	昭34(1959)
19. 唐沢富三郎	「教科書と国際理解」	中央公論社	昭36(1961)
20. 内永海滋巖郎共著	「国際理解の教育」 (IDE教育資料22集)	民主教育協会	昭37(1962)
21. 岩波講座「現代教育学」12	「社会科学と教育」I	岩波書店	昭38(1963)
22. 柴谷久雄	「ラッセルにおける平和と教育」	御茶の水書房	昭38(1963)
23. 岩波講座「現代教育学」4	「近代の教育思想」	岩波書店	昭39(1964)
24. ジュリアン=ハックスレー編 日本ユネスコ協会連盟訳	「ヒューマニズムの危機 —新しい人間主義の構想—」	平凡社	昭39(1964)
25. 講座「社会科教育」第1巻	「社会科総論」	柳原書店	昭41(1966)
26. 日本ユネスコ国内委員会	「地理学習の指導法」	古今書院	昭41(1966)

27. 古川氏幸 「世界社会の形成(増補版)」 法律文化社 昭41(1966)
28. 日本社会心理学会編 「戦争と平和の社会心理学」(年報社会心理学第8号) 動草書房 昭42(1967)
29. 内海巖 「社会科教育と能力開発」 明治図書 昭43(1968)
30. 明石総一 「西欧紀行」 三潮社 昭43(1968)
31. 岡村久雄 「国際社会体系論—国際社会学序説」 地球出版 昭43(1968)
32. 五十嵐良雄 「国際教育論序説」 現代評論社 昭44(1969)
33. 内海巖博士頌寿記念論叢編集委員会編 「社会科教育学の課題」 明治図書 昭46(1971)
34. 日本ユネスコ協会連盟 「世界平和への提言—ユネスコ語録」 日本ユネスコ協会連盟 昭47(1972)
35. 内海巖 「国際理解教育の研究」 第一法規 昭48(1973)
36. E·O·ライシャワー著 西山千訳 「地球社会の教育」 サイマル出版会 昭49(1974)
37. 石附実 「国際化への教育」 ミネルヴァ書房 昭49(1974)
38. 国立教育研究所内フォール報告書検討委員会(代表平塚益徳)訳 「未来の学習」 第一法規 昭50(1975)
39. 文部省学術国際局ユネスコ国際部編 「国際理解教育の学習—アメリカ合衆国を例としてー」 ぎょうせい 昭52(1977)
40. 森隆夫、岩下新太郎、木田宏編著 「教育の国際化と教育行政」 協同出版 昭53(1978)

II 官公庁出版物

<著者>	<書名>	<出版社>	<発行所>
1. 文部省大臣官房 涉外ユネスコ課	「国際理解の教育—1950年度中等教育研究集会報告」	文部省	昭26.6.
2. 広島県教育委員会指導課	「国際理解の教育の栄」	広島県教委	昭27.12.
3. 日本ユネスコ国内委員会	「国際理解と協力のための教育」 実験活動—実験学校報告	日ユ国内委	昭30.3.
4. 日本ユネスコ国内委員会	「国際理解の教育—総合実験研究」	日ユ国内委	昭32.2.
5. 日本ユネスコ国内委員会	「東西文化価値の相互理解と 国際理解教育」	日ユ国内委	昭35.3.
6. 日本ユネスコ国内委員会	「国際理解の教育—教育実験5か年の歩みー」	日ユ国内委	昭35.6.
7. 日本ユネスコ国内委員会(訳)	「国際理解の教育—教育現場のための 実践例と提案ー」	日ユ国内委	昭35.8.
8. 日本ユネスコ国内委員会	「国際理解教育協同学校計画 アジア地域セミナー報告書」	日ユ国内委	昭37.3.
9. 東京都教育委員会	「ユネスコの国際理解教育」	東京都教委	昭41.1.
10. 日本ユネスコ国内委員会(ユネスコ、ロベール=ドテラン著)	「これから的小学校カリキュラム—その国際的視野からの考察」(ユネスコ刊井重夫訳)	東洋館	昭41.1.
11. 日本ユネスコ国内委員会(訳)	「国際理解の教育—ユネスコ協同学校 計画の発展のためにー」	日ユ国内委	昭41.8.

12. 日本ユネスコ国内委員会 「国際理解教育全国セミナー報告書」 日 ユ 国 内 委 昭 43. 11.
 13. 東京都教育委員会 「開発のための国際協力
—高校生とユネスコ活動」 東 京 都 教 委 昭 44. 3.
 14. 日本ユネスコ国内委員会 「学校における国際理解教育の手びき」 日 ユ 国 内 委 昭 46. 3.
 15. 日本ユネスコ国内委員会 「国際理解と平和のための教育」—特に道徳・市民教育を中心として—(朝日会議・報告書) 日 ユ 国 内 委 昭 46. 8.
 16. 日本ユネスコ国内委員会 「昭和46年度国際理解教育指導者全国セミナー報告書」 日 ユ 国 内 委 昭 46. 12.
 17. 日本ユネスコ国内委員会 「アジア地域ユネスコ協同学校計画多国間代表者会議報告書」 日 ユ 国 内 委 昭 47. 1.
 18. 文部省学術国際局 「昭和54年度国際理解のための学校教育研究協議会報告書」 文 部 省 昭 55. 3.

(上記の他、文部省・日本ユネスコ国内委員会主催「国際理解のための学校教育研究会」「国際理解のための学校教育研究協議会」の名称で年々発行される全国セミナーの報告書など、国際理解教育普及のための刊行物多数あり)

III 学校出版物 —教育実験・教育実践報告書(各ユネスコ協同学校の年次報告書はのぞく)—

<著 者>	<書 名>	<発 行 所>	<発 行 年>
1. 和光学園カリキュラム研究所	「国際理解と協力のための教育—5年の歩み」	和 光 学 園 昭 34. 10.	
2. 吳市立両城小学校	「国際理解の教育」—実践記録	吳市立両城小学校 昭 34. 11.	
3. 吳市立両城小学校	「国際理解と国際協力のための教育—社会科・道徳の時間・学級会活動では如何にあるべきか」	吳市立両城小学校 昭 37. 3.	
4. 川崎市立田島中学校	「国連は身近にあった— 国際理解教育の前進のために」	川崎市立田島中学校 昭 38. 6.	
5. 広島大学教育学部附属中学校	「ユネスコ協同学校計画 国際理解と国際協力のための教育—実践的教育研究10か年の歩みー」	広島大学教育学部附 属 中 学 校 昭 39. 3.	
6. 広島大学教育学部附属高等学校	「ユネスコ協同学校計画 国際理解と国際協力のための教育—実践的教育研究10か年の歩みー」	広島大学教育学部附 属 高 等 学 校 昭 39. 3.	

IV 民間団体出版物

<書 名>	<発 行 所>	<発 行 年>
1. 日本ユネスコ協会連盟 「ユネスコ民間活動20年史」	日 ユ 協 連 昭 41. 6.	
2. 日本ユネスコ協会連盟 「国際連合と人権」	日 ユ 協 連 昭 43. 4.	
3. 日本ユネスコ協会連盟 「第4回日韓ユネスコ学生交換 計画報告書」	日 ユ 協 連 昭 44. 11.	
4. 日本ユネスコ協会連盟 「70年代をひらく国際教育年— ユネスコと生涯教育ー」	日 ユ 協 連 昭 45. 4.	
5. 日本ユネスコ協会連盟 「人間が人間として生きるために— ユネスコと環境問題ー」	日 ユ 協 連 昭 46. 4.	
6. 日本ユネスコ協会連盟 「人類が生きのびるために— 人間と環境シンポジウム報告書ー」	日 ユ 協 連 昭 47. 3.	
7. 日本ユネスコ協会連盟 「人類の平和は可能か— ユネスコ25年の歩みー」	日 ユ 協 連 昭 47. 5.	
8. 民間ユネスコ活動推進連絡協議会、日ユ協連 「人類の平和は可能か」	日 ユ 協 連 昭 47. 6.	
9. 京都ユネスコ協会 「国際教育京都会議—国際理解教育の理念と方法」報告書	京 都 ユ 協 会 昭 46. 9.	
10. 京都ユネスコ協会 「京都における国際理解教育指導者研修会10年のあゆみ」	京 都 ユ 協 会 昭 47. 9.	

11. 国際理解教育研究会	「国際理解研究 創刊号」	国理教研会	昭 45.	10.
12. 国際理解教育研究所	「国際理解教育夏季セミナー1971」	国理教研	昭 46.	8.
13. 国際理解教育研究所	「国際理解 創刊号」(以後毎年発行)	国理教研	昭 47.	1.
14. 国際理解教育研究所	「国際理解 2号 わたくしたちの意見」	国理教研	昭 47.	7.
15. 国際理解教育研究所	「第2回国際理解教育夏季セミナー1972」	国理教研	昭 47.	9.
16. 国際理解教育研究協議会	「国際理解教育 創刊号」 「以後毎年第4号まで発行」	国理教協	昭 46.	8.
17. 日本ユネスコ協会連盟編集	「ユネスコ新聞」(毎月発行)	日ユ協連発行	(昭26以来)	
18. National Federation of Unesco Associations in Japan	"GUIDEBOOK FOR UNESCO ACTIVITIES IN JAPAN"	NFUA	昭 46 (1971)	
19. National Federation of Unesco Associations in Japan	"Meeting on the Promotion of Unesco Clubs in Southeast Asia"	NFUA	昭 47 (1972)	
20. 日本ユネスコ協会連盟	「ユネスコ活動ハンドブック」	日ユ協連	昭 49.	3.
21. 日本ユネスコ協会連盟	「ユネスコ活動ハンドブック国際編」	日ユ協連	昭 50.	11.
22. 国際教育情報センター	「国際理解ひろば」(No.1, No.2, No.3)	同セントラル	昭 52 (1977)	

V Unesco publication (bulletin, magazine, circular)

1. Unesco Chronicle (monthly bulletin)
2. The Unesco Courier (monthly magazine)
3. Orient and Occident (bimonthly bulletin)
4. Unesco features (fortnightly bulletin)
5. international understanding at school (half-yearly circular)
6. inter-clubs unesco (half-yearly circular)

VI Bibliography

<Author>	<Title>	<Publisher>	<Date>
1. Julian Huxley	: UNESCO-ITS PURPOSE AND ITS PHILOSOPHY	Public Affairs Press	1948
2. K.G. Saiyidain	: EDUCATION FOR INTERNATIONAL UNDERSTANDING	HIND KITABS LTD- ED	1948
3. National Education Association	: Education for International Understanding in American Schools — Suggestions and Recommendations —	N.E.A.(U.S.A)	1948
4. A.E. Meyer	: The Development of Education in	Prentice-Hall	1949

the Twentieth Century

5. C.F. Strong	: Teaching for international understanding – an examination of methods and materials	H.M.S.O (United Kingdom)	1952
6. Unesco	: HISTORY GEOGRAPHY AND SOCIAL STUDIES Unesco – A summary of school programmes in fifty-three countries	Unesco	1953
7. H.E.O. James, C. Tenen	: THE TEACHER WAS BLACK – an experiment in international understanding sponsored by Unesco –	Heinemann	1953
8. C. Washburne	: The world's Good – Education for world Mindedness –	Day	1953
9. Gordon W. Allport	: The nature of Prejudice	Addison-Wesley Publishing Company	1954
10. R.C. Preston	: Teaching World Understanding	Prentice-Hall	1955
11. S. Everett, C.O. Arndt	: Teaching World Affairs in American Schools	Harper and Brothers	1956
12. J.F. Cramer, G.S. Browne	: Contemporary Education a comparative study of national systems	Harcourt, Brace Company	1956
13. W.H.G. Laves, C.A. Thomson	: UNESCO – Purpose Progress Prospects –	Indiana University Press	1957
14. Japanese National Commission For Unesco	: TEACHING MATERIALS AND AIDS IN EDUCATION FOR INTERNATIONAL UNDERSTANDING – SOME SUGGESTIONS –	J.N.C.	1958
15. Barbara Ward	: Five Ideas That Change the World	W.W. Norton and Company	1959
16. T.I. Davies	: Teaching about the Orient	Unesco	1961
17. United Nations	: How to Plan and Conduct Model U.N. Meetings – A Handbook for Organizers –	Oceans Publications	1961
18. J.B. Willcock (edit.)	: PREPARING TEACHERS FOR EDUCATION FOR INTERNATIONAL UNDERSTANDING	Unesco Institute for Education, Hamburg	1962
19. Unesco	: The Primary School Curriculum	Unesco	1962
20. Parliamentary Group For World Government	: EDUCATION FOR INTERNATIONAL UNDERSTANDING – A Reference Guide to Activities in the U.K. –	P.G.W.G.	1962
21. Parliamentary Group For World Government	: History Syllabuses and a World Perspective – A comparative survey of examination syllabuses in Britain and overseas –	P. G. W. G.	1962
22. J.L. Henderson	: World questions – a study guide –	Methuen Co.	1963
23. L.S. Kenworthy	: telling the UN story	Unesco	1963

24. H.M. Long, R.N. King	: Improving the teaching of World Affairs — The Glens Falls Story —	NCSS	1964
25. G.Z.F. Bereday, J.A. Lauwareys (joint editors)	: Education and International Life — The Year Book of Education 1964	Evans Brothers	1964
26. Unesco	: International Understanding at School — An account of Progress in Unesco's Associated Schools Project —	Unesco	1965
27. J.L. Henderson	: Look Out — A Contribution to World Studies —	New Education Fellowship	1965
28. Unesco	: Unesco — twenty years of service to peace 1946 — 1966	Unesco	1966
29. Sulwyn Lewis	: Towards International Co-operation	Pergamon Press	1966
30. IFTA (International Federation of Teachers Associations)	: international understanding in primary schools	Unesco	1967
31. D.G. Scanlon, J.J. Shields	: Problems and Prospects in International Education	Teachers College Press, Columbia University	1968
32. S.E. Fraser and W.W. Brickman	: A History of International and Comparative Education	Scott, Foresmann and Company	1968
33. J.L. Henderson	: Education for World Understanding	Pergamon Press	1968
34. International Bureau of Education and Unesco	: International Understanding —as an Integral Part of the School Curriculum —	IBE and Unesco	1968
35. Unesco	: Appraisal of the Major Project on Mutual Appreciation of Eastern and Western Cultural Values 1957—1966	Unesco	1968
36. James M. Becker, Howard D. Mehlinger	: International dimentions in the social studies	38th Yearbook. NCSS.	1968
37 T. Lawson	: Education For International Understanding	Unesco Institute for Education, Hamburg	1969
38. James M. Becker	: Education for a Global Society	Phi Delta Kappa Educational Foundation.	1973
39. Edger B. Wesley, Stanley P. Wronski	: Teaching Secondary Social Studies in a World Society	D.C. Heath and Company	1973
40. Herbert J. Abraham	: World problems in the classroom — A teacher's guide to some United Nations tasks —	Unesco	1973
41. R.C. Remy, J.A. Nathan, J.M. Becker, J.V. Torney	: International Learning and International Education in a Global Age	NCSS,	1975
42. Australian National Commission For Unesco	: Teacher Education For International Understanding	Curriculum Development Centre, Cambera	1977

43.	The Ministry of Education (Japan)	: EDUCATION FOR INTERNATIONAL UNDERSTANDING — The United States as a Case Study	The Asia Society	1978
44.	James M. Becker (ed.)	: Schooling for a Global Age	McGraw-Hill Company	1979
45.	Howard Mehlinger and Jan Tucker (ed.)	: Teaching Social Studies in Other Nations	Bulletin 60, NCSS	1979
46.	Howard Mehlinger and others	: Global Studies for American Schools	National Education Association	1979
47.	Richard Gross, David Dusty (ed.)	: Learning To Live In Society — Toward a World View of the Social Studies	Social Science Education Consortium	1980

VII REPORTS ON THE UNESCO'S ASSOCIATED SCHOOLS PROJECT

(A) Unesco and Member States

1.	Unesco	: Co-ordinated Experimental Activities in Schools of Member States, Education For Living in a World Community, UNESCO/ED/Co-Ord.	1954
2.	Unesco	: Programme of Co-ordinated Experimental Activities in schools of Member States. Report on Activities in 1954, UNESCO/ED141.	1955
3.	Colegio Nacional "24 de Mayo"	: Memoria del Colegio Experimental "24 de Mayo", Quito, Ecuador.	1956
4.	Unesco	: Co-ordinated Experimental Activities in Education for International Understanding and Co-operation, Intrim Report of Activities in 1955 and 1957, UNESCO/ED/149.	1957
5.	Unesco	: Education For International Understanding -- Examples and suggestions for class-room use.	1959
6.	Ministry of Education, Government of India	: Education For International Understanding And Co-operation (A Unesco Project for Schools).	1959
7.	Norwegian National Commission For Unesco	: Educational Experiments Carried out over a Three-Year Period Under a UNESCO Scheme.	1960
8.	French National Commission For Unesco	: The Associated Schools Project 1953-1963 (written by Terrence Lawson for the International Meeting of Representatives of Associated Schools at Sévres, Paris, 1963)	1963
9.	Deutsche Unesco Kommission	: 10 Jahre deutsche UNESCO-Modellschulen — Erfahrungen Unterrichtsbeispiele Empfehlungen	1964
10.	Unesco	: International Understanding at School — An accout of Progress in Unesco's Associated Schools Project.	1965
11.	Danish National Commission For Unesco	: DANISH UNESCO SCHOOL PROJECT 1961—1964	1966
12.	Unesco National Commission of the Philippines (Editors— A.O. Elevazo, P.A. Buan)	: GRADED CURRICULUM FOR INTERNATIONAL UNDERSTANDING — Proceeding and Working Papers of the Second National workshop on Education for International Understanding.	1967

13. Indian National Commission For Unesco	: Report of the Second National Seminar on Education for International Understanding.	1967
14. Unesco	: Some suggestions on teaching about HUMAN RIGHTS.	1968
15. Unesco	: Meeting of Experts on The Promotion of International Understanding Through Reading Material for Children and Young People ED/MD/10	1970
16. Unesco	: Meeting of Experts on Education for International Understanding and Peace, with Special Reference to Moral and Civic Education ED/Conf 23/5	1970
17. Unesco	: Report on The Experimental Project for the International Exchange and Review of History Textbooks ED/WS/177	1970
18. Unesco	: Education for International Understanding and Peace, with Special Reference to Moral and Civic Education ED/MD/17	1970
19. Unesco	: The Associated Schools Project in Education for International Co-operation and Peace ED/MD/19	1971
20. Unesco	: Multinational Meeting of Representatives of Associated Schools in Asia ED/MD/23	1972
21. Unesco	: Recommendation concerning Education for International Understanding, Co-operation and Peace and Education relating to Human Rights and Fundamental Freedoms	1974
22. Unesco	: International Meeting of Experts on the Unesco Associated Schools Project (Lévis, Quebec, Canada, 29 September – 7 October 1973)	1974
23. Unesco	: Implementation of the Recommendation concerning Education for International Understanding, Co-operation and Peace and Education relating to Human Rights and Fundamental Freedoms, Report of a Meeting of Experts held at Unesco House, Paris, 15–19 March 1976.	1976
24. Unesco	: Consultation on the Extension of the Associated Schools Project to the University Level, Paris, 22–26 August 1977.	1977
25. Stacy Churchill and Issa Omari (Unesco)	: An Evaluation of the Unesco Associated Schools Project (1953–1980)	1980
26. Unesco	: International Meeting of Experts on the Evaluation and Development of the Associated Schools Project in Education for International Co-operation and Peace, Unesco House, Paris, 8–12 September 1980, Report	1980

(B) Japanese National Commission For Unesco (J.N.C.)

1. J. N. C.	: REPORT OF THE CO-ORDINATED EXPERIMENTAL ACTIVITIES IN JAPAN FOR THE EDUCATION FOR INTERNATIONAL UNDERSTANDING AND CO-OPERATION – 1954 to 1955.	1956
2. J. N. C.	: UNESCO ACTIVITIES IN JAPAN.	1962

- | | | |
|-------------|---|------|
| 3. J. N. C. | : MAJOR PROJECT ON MUTUAL APPRECIATION OF EASTERN AND WESTERN CULTURAL VALUES, NATIONAL SEMINAR FOR TEACHERS OF ASSOCIATED SCHOOLS IN JAPAN (Hakone, Japan, 23-27 August 1960) REPORT OF THE SEMINAR. | 1962 |
| 4. J. N. C. | : NATIONAL SEMINAR FOR TEACHERS OF SECONDARY LEVEL ASSOCIATED SCHOOLS AND TEACHER CONSULTANTS AT BOARD OF EDUCATION IN JAPAN, REPORT OF THE SEMINAR. | 1963 |
| 5. J. N. C. | : REPORT OF THE UNESCO'S ASSOCIATED SCHOOLS PROJECT IN JAPAN 1959-1962 | 1964 |
| 6. J. N. C. | : EDUCATION FOR INTERNATIONAL UNDERSTANDING IN JAPAN - in Relation to Unesco's Associated Schools Project - | 1968 |

